



「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書  
(水戸市議会)(第二一六九号)  
「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書  
(宇都宮市議会)(第二一七〇号)  
「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書  
(群馬県昭和村議会)(第二一七一号)  
森林吸收源対策の推進を求める意見書(埼玉県  
(新潟県新発田市議会)(第二一七三号)  
森林環境税(仮称)の早期実現等森林吸收源対策  
に必要な安定財源を求める意見書(新潟県五條  
市議会)(第二一七四号)  
森林整備の推進を求める意見書(愛媛県西予市  
議会)(第二一七五号)  
森林整備の推進を求める意見書(愛媛県久万高  
原町議会)(第二一七六号)  
森林・林業基本計画の推進に関する意見書(宮  
崎県延岡市議会)(第二一七七号)  
政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求  
める意見書(福井県越前市議会)(第二一七八号)  
都市農業の振興・農地の保全のために制度改善  
を行うことを求める意見書(東京都西東京市議  
会)(第二一七九号)  
農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に  
関する意見書(盛岡市議会)(第二一八〇号)  
農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する  
意見書(岩手県北上市議会)(第二一八一号)  
農協改革及び指定生乳生産者団体制度の改革に  
関する意見書(岩手県二戸市議会)(第二一八二  
号)  
農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する  
意見書(岩手県奥州市議会)(第二一八三号)  
農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書  
(岩手県北上市議会)(第二一八五号)  
農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見  
書(岩手県二戸市議会)(第二一八六号)

「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める意見  
書(岩手県奥州市議会)(第二一八七号)  
平成三十年産を目途とする生産数量目標配分の  
見直しにかかる地域農業再生協議会の機能発揮  
を求める意見書(山形県新庄市議会)(第二一八  
八号)  
森林・林業基本計画」の推進を求める意見書  
(新潟県新発田市議会)(第二一七三号)  
森林環境税(仮称)の早期実現等森林吸收源対策  
に必要な安定財源を求める意見書(奈良県五條  
市議会)(第二一七四号)  
森林整備の推進を求める意見書(愛媛県西予市  
議会)(第二一七五号)  
森林整備の推進を求める意見書(愛媛県久万高  
原町議会)(第二一七六号)  
農林水産関係の基本施策に関する件について調  
査を進めます。  
○北村委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調  
査を進めます。  
○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。宮路拓馬君。  
○宮路委員 嘉さん、大変力強い声でお支えをい  
ただきました、まことにありがとうございます。  
また、質問の機会を頂戴したことには感謝を申し上  
げたいと思います。自由民主党の宮路拓馬でござ  
います。  
○北村委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。宮路拓馬君。  
○宮路委員 嘉さん、大変力強い声でお支えをい  
ただきました、まことにありがとうございます。  
また、質問の機会を頂戴したことには感謝を申し上  
げたいと思います。自由民主党の宮路拓馬でござ  
います。  
本日は、まず特殊土壤地帯対策について御質問  
をさせていただきたいと思います。  
いわゆる特土法、何となくありがたいような気  
がする名前であります。この場合の特土、特殊  
土壤といいますのは、我が鹿児島でありますれば  
桜島の火山灰から成るシラス土壤、シラスあるいはボラ、コラ、ヨナ、何の名前だというふうに聞  
こえるかもしませんが、こうした土壤自体が、  
特土法の条文に、第一条、特殊土壤地帯の指定と  
いうことで、国交大臣、総務大臣、農水大臣が、  
そうしたシラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な  
火山噴出物等の、特に侵食を受けやすい性状の土  
壤で覆われて、そして農業生産力が著しく劣つて  
いる区域を指定するという法律がござります。  
今回、本委員会の質問の後に特土法の改正案に  
ついて委員長により起草していただくということ  
になつておるということでございますが、この特  
土法、実は昭和二十七年にできた法律でございま  
す。我が郷土の大先輩、上林山栄吉衆議院議員、  
あるいは宮崎県の瀬戸山三男衆議院議員が中心と  
なつて、議員立法でできたものでございます。  
したがいまして、それから六十五年たつてお  
り、台風の来襲頻度が多く、また雨量も多い、そ  
のわりに、台風の来襲頻度が多く、また雨量も多い、そ  
して、そうした特殊土壤に覆われているがゆえに  
災害が頻繁に発生し、また農業生産力も低い、そ  
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。  
○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。  
特土法に規定いたします特殊土壤地帯対策事業  
計画というものがござります。この計画に基づき  
まして、特殊土壤地帯対策といたしまして、治山  
治水などの災害防除対策、また、かんがい排水で  
すとか、畠地整備などの農地改良対策、こういつ  
たものをお聞きかせいただきたいと思います。  
○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。  
特土法に規定いたします特殊土壤地帯対策事業  
計画というものがござります。この計画に基づき  
まして、特殊土壤地帯対策といたしまして、治山  
治水などの災害防除対策、また、かんがい排水で  
すとか、畠地整備などの農地改良対策、こういつ  
たものをお聞きかせいただきたいと思います。  
昭和二十七年度から平成二十八年度までのこの  
特殊土壤地帯対策の事業費の合計でござります  
が、十三兆六千四百十六億円というふうになつて  
おります。  
○宮路委員 実に十三兆以上の多額の事業費をか  
けてこれまで事業を進捗させてきたということで  
あります。それによって、災害防除、予防である  
とか災害対策であるとか、あるいは農地改良等の  
事業が進められてきたということであります。  
十三兆かけてきたんだからもう相当程度進んで  
いるだろう、もはや時代の役目は終えたのではないか  
といふ声も一方であろうかと思ひますが、た  
だ、またその一方で、我が鹿児島においては毎年  
のように、台風あるいは豪雨によりまして  
土砂災害が発生している状況に変わりはありません  
し、また、記憶に新しいところでは、広島市に  
おいて発生した大規模な土砂災害。私ども当時、内  
閣官房の職員として、災害発生時、現地対策本部  
に要員として派遣されてその対応に当たった経験  
がござりますが、広島も、真砂土と言われる花崗  
岩風化土に覆われた、まさに特殊土壤地帯に該當  
するわけでありまして、やはりその一例をもつて  
しても、いまだそうした災害は発生しているとい  
うのが実際のところだと思います。

<p>この点について、今の特殊土壤地帯の現状、いわゆる農業生産力はどうなつか、あるいはまた災害の発生状況がどうなつかについて、現状をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>特殊土壤地帯における災害の発生状況についてでございますけれども、全域が特殊土壤地帯として指定されております県が五県ございます。奄美を除く鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根でございますが、この五県と全国の状況を比較した場合、対策を講じた地域におきましては被害の軽減効果が確認をされております。しかしながら、依然として土砂の災害危険箇所が多く、平成十八年から平成二十七年の十年間を見ますと、土砂災害の発生件数は全国の約二割を占めているという非常に高い状況でございます。</p>
<p>そういう状況にありますから、例えば鹿児島県などにおきましては、高収益作物への転換による畑作振興を図るために、畠地かんがい施設等の整備を進めているという状況でございます。</p> <p>○宮路委員 実に五県で全国の二割の灾害が発生しているということ、あるいはまた農業生産力においても依然として劣っている。だからこそ、工夫を凝らし、水稻あるいは小麦の生産においては劣るけれども、それ以外の作物、鹿児島ですとカライトモや果樹、野菜などになるのかと思いますが、そうしたものの生産でそうしたハンディを補つてある。それを後押ししていただいているのがこの特土法だということです。</p> <p>今般、今年度で期限が切れるということで、またこの改正について、私も議員懇談会の事務局長として、与野党の農水委員の先生方にも大変御協力をいただきましてその作業に当たらせていただきました。この委員会の最後の方で起草をしてい</p>
<p>ただくということでございますが、委員各位の皆様の引き続きの御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>続いて、中山間地農業について御質問させていただかたいと思います。</p> <p>中山間地、私も地元は鹿児島の薩摩半島の東シナ海に面したところであります。ザ・中山間地であります。特に、海から陸地、平地はほとんどなく、いきなり山になるといったようなところでありますし、その山の中、まさに中山間地において、これまで當々と人々の生活が営まれてきた、まさに中山間地。私はミスター中山間地見習いというふうに言わわれているわけであります。しかし、この中山間地、やはり、その名が示すとおり、なかなか農業生産においては不利な面があります。しかし、この中山間地こそが日本の農村の伝統、文化を守り、あるいはまた景観、そしてまた多様な農業生産を育んできたという点は皆さん御承知のとおりだと思います。</p> <p>今般、私、中山間地農業を元気にする委員会といふ自民党の委員会ができまして、その事務局次長を拝命いたしまして、昨年末、山本農水大臣にその提言書を手交させていただきました。</p>
<p>その中に、中山間地ルネッサンス事業、何かひげの生えたおじさんがグラス片手に叫んでいるようなことが想像されますが、むしろ、ルネッサンスというのは、皆さん御案内とのおり、古代ギリシャ文明などに光を当てて、そして、よきものをしっかりと再認識して、その価値を改めて發揮させることで、中山間地をまさに元気にするために頑張つてまいりたいと思っております。引き続きの宮路先生からの御指導、御鞭撻をぜひよろしくお願いいたします。</p> <p>○宮路委員 ありがとうございます。</p> <p>今回、ルネッサンス事業ということで、優先枠等を設定しての対応をしていただかくということでお聞きかせいたいと思います。</p> <p>○細田大臣政務官 御質問いただきまして、あり事務局の次長として大活躍をされたというふうになりました。</p> <p>昨年十二月に党の方から御提言をいただきましたて、御提言の取りまとめに当たって、宮路先生、これまで、強い農業づくり交付金であるとか、</p>

ばと思います。

○山本(有)国務大臣 農政を分析的に考えますと、産業政策と地域政策の二つに分類できるかと思います。

まず産業政策でございますが、農業の生産性向上、高付加価値化、こうしたものによりまして成長産業化というものを図っていきます。そして農業者の所得向上を実現していくことが重要だらうと思っております。

特に、農地中間管理機構による担い手への農地集積、集約化の促進をこれによつて図らせていただいて、さらには、六次産業化や輸出促進というような各種施策を進めていきたいと思っております。

そして、昨年十一月に農業競争力強化プログラムを取りまとめてさせていただきましたが、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、農業資材価格の引き下げ、流通、加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入等の諸改革を盛り込んでおります。

こうした産業政策と同時に、多面的機能の維持に資する地域政策も重要なと考えております。まず農地、水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払い、あるいは農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための御指摘の中山間地域等直接支払い、さらには農泊を観光ビジネスとして実施する地域を創出するための支援、そして深刻化する鳥獸被害対策の推進、こうすることを総合的に講じておるところでございます。

今後とも、これらの施策を着実に実施していくことによりまして、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村、こうしたものを作り上げていくことにしたいというように考えるところでございます。

○宮路委員 ありがとうございます。

ただいま大臣より、産業政策の側面、そしてま

た地域政策、その両方をしつかり進めていく、ま

たいたものと思つております。農政新時代ということで、努力が報われる、私も大変汗をかいておりましたが、その汗が報われ

る汗をかける努力ができるような環境をしっかりと整えていく、ということもまた大事なことであ

るうと思います。

今後とも、大臣、副大臣、政務官、皆さん一丸となつて、そうした努力が報われる、そして努力ができるような環境をしっかりと整えていただき

きようは、質問の時間をいただきまして、ありがとうございました。

○北村委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 公明党的な真山祐一でございます。

きようは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

三日後に東日本大震災から六年の節目を迎えます。私は比例東北ブロック選出でございまして、まさにこの被災地に思いをはせて、きようはせつ

かくの機会でございますので、この被災地におけるさまざまな諸課題について質問をさせていただ

きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを

申し上げます。

まず、福島のことについてお伺いをさせていた

だきます。

御承知のとおり、福島県におきまして原発事故が発生をいたしまして、それによります、農林水

産物に関して言えば根強い風評被害、そしてま

た、今月末そして来月初旬には、多くのいわゆる

双葉郡の避難指示区域において、帰還困難区域を

除く地域が広く解除される予定でございまして、この区域の営農再開、こうした課題もあります。

また、そのほかにも、全域の一部地域におきまし

ては、山菜や野生キノコなど、こうしたもののがま

だ出荷制限が続いているような状況もございまし

て、依然として農業を取り巻く環境は大変厳しい

ものがあります。

だからこそ、そういうこともあると思ひますけれども、やはり地元を回つておりますと、特に首長さんの皆様から、今改めて、農水省に対する期待といいますか、ぜひ頑張つていただきたいというお

声をよく聞いております。

平成二十九年度の予算案におきましては、この風評被害払拭に力を入れるために四十七億円の予算を計上して対策に当たることになつております。まして、今回、風評対策これまでより一歩踏み込みまして、特に食品の流通段階における対策を講じていくという方向性が打ち出されているわけでござります。

福島県産の農林水産物、市場に出荷はされるわけでござりますけれども、この買い控えといふことでもござりますけれども、一方で、流通中のいわゆる買いたきがあるので、このままいつが言われておりまして、実際、農産物の価格につきましても、震災前と比べて全国平均からやはりかなり乖離が出ているというのが、これまでの実態調査の中でも出ているところでござります。

また、先ほど言いましたとおり、双葉郡の多くの自治体でこれから営農再開が進んでいくわけでございまして、これにつきましては、平成二十八年度第二次補正で予算を組んでいただいておりますけれども、これもまだまだこれからという状況でござります。

東日本大震災から六年の節目でござります。福島県の農林水産業の再生に取り組む農林水産大臣の御決意、また、先ほど言いました福島イノベーション・コースト構想にどのように農水省として取り組んでいくお考えか、農林水産大臣の御所見をお伺いさせていただきます。

○山本(有)国務大臣 前段の御質問の、農林水産省の決意でございます。

まず、東日本大震災から間もなく六年でござります。避難指示区域の解除に向けた取り組みが進んでおります。農林水産省は、福島県の農林水産業の再生に向けて、営農再開への支援、森

林・林業の実証事業、試験操業への支援などに全効率化するということでござります。

この結果、南相馬市など五市町村におきまして、二千五百ヘクタールで米の作付の再開が可能となりました。また、檜葉町など六市町村におきま

すがござります。こちらにつきましては、いろいろな幅広い分野にわたるわけでござりますけれども、農林水産業分野にも期待が大変膨らんでおります。

先日、国と県、官民合同チームによる会議で、「福島イノベーション・コースト構想」更なる推進へ向けた「三つの方向性」というのが示されました。その一つがいわゆる農業イノベという、これが一つのポイントとして指摘がされているところでございまして、また期待をされている声をよく聞いております。

実際、南相馬市では、ドローンによる鳥獣の被害調査を行つて実証実験も進んでおりますけれども、こうした最先端農業による再生ということについて、やはり農林水産省が、ある意味もと指導していただいて、もつといろいろな実証実験も寄せていただいて、これを推進していただきたいたい、このようにお願いしたいところでござります。

そこで、南相馬市では、ドローンによる鳥獣の被害調査を行つて実証実験も進んでおりますけれども、こうした最先端農業による再生ということについて、やはり農林水産省が、ある意味もと指導していただいて、もつといろいろな実証実験も寄せていただいて、これを推進していただきたいたい、このようにお願いしたいところでござります。

そこで、南相馬市では、ドローンによる鳥獣の被害調査を行つて実証実験も進んでおりますけれども、こうした最先端農業による再生ということについて、やはり農林水産省が、ある意味もと指導していただいて、もつといろいろな実証実験も寄せていただいて、これを推進していただきたいたい、このようにお願いしたいところでござります。

大、そして、今月から東京電力福島第一原子力発電所から半径十キロから二十キロの水域での操業の開始など、農林水産業の復興は着実に進展しております。

また、日本産の農林水産物、食品に対する輸入規制を行っている国、地域に対しまして、政府一丸となって撤廃緩和の働きかけを行つてしまりまして、その結果、規制を設けている国、地域の数は事故後の五十四から三十三と減少いたしました。

さらに、昨年、被災十二市町村の認定農業者、約五百二十名でございますが、を個別に訪問いたしました。要望調査や支援策の説明を行うとともに、被災十二市町村における機械、施設、家畜等の導入を支援する事業、あるいは、生産から流通、販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援する事業等を措置しているところでございます。

今後も、現場の皆様の気持ちに寄り添う形で、単なる復旧にとどまらない、将来を見据えた福島の復興、創生に全力を挙げて取り組んでまいりたいというように考えております。

後段の御質問でございます。

福島イノベーション・コースト構想、どうこれに取り組むかでございますが、福島県は、浜通りを中心とする地域の自立的地域経済の復興のため、福島イノベーション・コースト構想の一つの柱として農林水産プロジェクトを掲げていただいていると存じております。

農林水産省は、このプロジェクトの実現のために、平成二十九年度予算案におきまして、まずは、トラクターの自動走行技術、のり面用除草ロボット、農業用アシストツール、苗木植栽ロボットの研究開発及び現地実証を行いたいと存じております。そして、放射性物質に関する研究や水産業の復興に資する研究を行う水産試験研究施設の建設に要する経費等を予算案で計上しているところです。

今後とも、農林水産プロジェクトの実現に必要な支援を行うことによりまして、イノベーション

ン・コースト構想の実現を支援してまいりたいと

いうように考へるところでございます。

○真山委員 この福島また東北の復興につきましては、国が前面に立つていうふうに安倍総理もおっしゃつていただいております。農林水産省にて、ともどもにこの復興の後押しをしていただきたいと思いますので、お願ひいたします。

そして、これから行われる予定でございます福島県農産物の流通実態調査について、一点だけ確認をさせていただきたいと思つております。

先日農水省から御説明いただきまして、こんな調査をやりますという案が示されました。その調査品目の中を確認いたしましたと、農畜産物、林産物等というような書き方になつております。今少し触れました水産業につきましては明確に書いてございません。

これはさまざま試験操業の状況等を勘査したことと私は信じておりますし、水産物についても取り扱うというふうに思つておりますけれども、この水産物に関する農水省の実態調査対象として加えるか否かについて、農水省の見解をお伺いいたします。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の福島県農産物等流通実態調査事業でございますけれども、これは平成二十九年度の予算案で新たに計上をさせていただいているものでございまして、主要品目ごとに生産、流通、販売等の実態調査と販売不振の場合の要因分析等を実施するものでございます。

○真山委員 ありがとうございます。

んで、いわゆる入札、競りを行ふということでおありますので、そなりますと市場に水産物も回ります。

そして、最後の質問になります。

これは福島県に限つた話ではございませんけれども、被災地全域にかかる話でございまして、いわゆる水産業及び水産加工業の復興再生のためには水産業共同利用施設復興整備事業が創設されまして、これは非常に補助率も高く好評でござります。

しかしながら、一点、今ちょっと現場でお聞きするお声が、この採択要件の一つに、当然、水産加工の設備でござりますので、原料を仕入れるわけなんですね。しかし、この加工に使う原料の仕入れ額の五〇%以上は被災地から要は仕入れてください、調達してくださいという項目があります。

これはやはり漁業者、漁師の皆さんのが再生を促す意味でも必要な措置であると思ひますし、私も重々理解しているつもりではございますけれども、しかし、今の状況からしますと、原料不足によって、福島がまだ本格操業に至つていないということもござりますし、やはり被災地だから原料を全て調達するというのはなかなか難しいというお声をいただいていまして、当然、利用した事業者の方はこのルールを一生懸命守るために、各地を回つて、何とか原料調達しよう、調達できなかつたら施設は稼働しない、フル稼働させないというような、そんな状況があります。

これだけ補助率の高い補助金でもありますし、また、政策効果の観点からも必要というか重要な採択要件の一つ、ルールであるとは思いますが、しかし一方で、それによつてなかなか稼働が困難だということが実態としてあるのであれば、その要件緩和も視野に入れていいのではないかといふふうに私は思つておりますけれども、これまで重々承知ではございますけれども、これまで農林水産省の見解をお伺いさせていた

○佐藤(一)政府参考人 真山先生の御質問にお答えします。

今先生の方から御指摘いただきました水産業共同利用施設復興整備事業につきましては、事業の開始から五年後までに、加工、販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の五〇%以上を安定的に調達することを要件としているところでございます。

したがいまして、先生の方からお話をございましたように、被災地域内からの原料調達が困難である場合には国産水産物を被災地域外から調達することは可能でございまして、遅くとも五年後までは五〇%の要件を達成していただけるよう、本事業を実施している自治体によく連携をとりながら助言していくべきで、このように考えているところでございます。

○真山委員 今、国産のものでも可といふようなお話をございましたけれども、ぜひ、そういうたことも現場の実態等よくお話を聞いていただきて、水産庁としても取り組みを進めていただきたいと思います。

時間となりましたので、終わります。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民進党の岡本でございます。きょうは、一般質疑、農林水産委員会での時間をいただきましたので、質問を進めていきたいと思います。

まず初めに、今回の予算案でも計上されておりました、これまで農林水産省が取り組んでこれまで農業分野における障害者就労の問題について取り上げたいと思います。問題というか課題ですね。

特に農業の分野でその力を發揮される障害者の方も多いという状況を私も聞いておりますし、また、農業現場でこうした皆さんのお力をかりたいという経営者の皆さんもいらっしゃる。ここをどうなぐかということがポイントだと思います。

現在走つてゐるいわゆる農福連携、福祉農園の

開設について農林水産省が支援をされています

が、ソフト、ハード面、それぞれで要件にかなうものにお金を出すという話になっていますが、そもそも、二十七年、二十八年と行ってこられましたこれらの事業で一体どれだけの障害者雇用なし就労が進み、そして現実にどういった満足感を現場に与えているのか、こうしたことについて私はきっちり評価がなされていないんじゃないのか、きのう農林水産省の担当の方と話していてこう思いました。

農林水産省として、こうした評価をどのようにしてきましたか、またこれからどのようにしていくのか、まず御答弁いただきたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。農業は障害の特性に応じた作業が可能でございます。また、一般就労に向けた体力、精神面での訓練が可能であるといったようなメリットがございますので、障害者の就労訓練、雇用の場として農作業というものが非常に有意義だといふに思っております。そういった観点から、現在、農林水産省におきまして、農福連携のための事業で支援をしているところでございます。

この農福連携の事業の実施に当たりましては、事業実施の翌年度以降毎年、高齢者ですか障害者の雇用ですか、売り上げ等の目標を設定しております。その目標がどのくらいの達成割合かといったところです。この目標の達成度合いにつきまして、有識者が構成する第三者委員会で意見を伺いながら、事業評価を行つてあるところでござります。

また、こういった事業評価とは別に、各地方農政局ごとに、行政ですか福祉、農業者等の関係者で構成されます協議会を設立いたしまして、障害者を初めとした農福連携の取り組み実態ですか課題の把握に努めているところでございます。そういった事業評価ですか関係者からの課題の把握等を踏まえまして、これまでの事業の成果や意見を踏まえまして、農福連携施策の充実に努めていきたい、かように考えてございます。

○岡本(充)委員 二十七年度に行つた事業につい

ての評価が四月の上旬に出る、こうきのう聞きましたが、それで間違いないのかどうかも確認をし

たいですし、その際にはやはり、雇用、就労の形態、それから賃金、工賃の実態、さらには、そこで働く障害を持つ皆さんやまた経営者の皆さん方の満足度、こういったことなどなんかも評価の指標に入つてくる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 二十七年度に行いました

事業の業績評価につきましては、四月十日に取りまとめをするということです。

その上で、この評価の中身でございますけれども、それぞれの事業実施地区ごとに、地区的現状と課題、その地区の将来像、そういうものを踏まえた上でこの事業の活用による評価をしたい

と思つております。

具体的には、福祉農園等における交流人口ですかとか、その売り上げですか、雇用ですか、そういう目標を目標として立てていただきまして、その目標がどのくらいの達成割合かといったところです。

○岡本(充)委員 お答えいたしました評価をしてまいりたいと思っております。

先生御指摘の評価項目につきましても念頭に置きまして、きちんと評価をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○岡本(充)委員 ゼひそうした評価を踏まえて二十九年度の予算が本来拡充されるべき話だと思いますが、先に予算の拡充が来て評価が後になるというのは、私はやはり順番が逆なような気がします。

そういう意味で、一年と言わずに、二十八年度の評価についても早急にやはりしていただいて、三十年度予算につなげていくという観点でやるべきことがあります。障害者の就労促進ということでの予算がついているわけありますが、さまざまなもので重複していないのかどうかについて改めて確

認をしていきたいと思います。

厚生労働省で行なわれているいわゆるキャリアアップの助成金などのオフJT、OJT、いろいろありますけれども、こうした農業におけるキャリア形成というのも、これは当然助成対象になりますのではないかと思いますが、農林水産省との

すみ分けはどのようになっているのか御説明いただけますか。

○和田政府参考人 お答えします。

厚生労働省では、先生御指摘のキャリアアップ助成金あるいはキャリア形成助成金、こういった取り組みによりまして、事業主が雇用する労働者に対して職業訓練等を行う場合には、その訓練に係る経費の一部を助成しておるところでございます。

この農福連携の推進に当たりまして、農林水産省の方で具体的にどういった取り組みあるいは経費について支援をしていくのか、よく情報を頂戴しながら、しっかりと連携をして、適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 それは、現時点で協議していかつたということなんですか。

いや、これは、農林水産省でも、農業経営者等が福祉農園の運営に必要な障害者の労働管理等の知識を習得するための研修実施の費用を見ていたり、福祉施設等の職員が、福祉農園の運営に必要な農業生産技術、それから施設利用者等に対する農作業、加工作業の指導等の知識、いわゆる六次産業化等について研修を受ける費用を見ていくわけがありますけれども、「これはまさに完全にかぶつていると思うんですね。その点について農林水産省はどういうふうに整理をしておりますか。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省におきましては、障害者の農業活動の取り組みを推進するということで、福祉農園の整備によりまして、障害者の働きやすい環境の整備、あわせて農業に関する技術支援を中心に行つてあるところでございます。

○岡本(充)委員 いや、補助金が二重に支給されるようなほかの事業がないかどうかについて改めて

の職員に対する研修の講師謝金ですか、障害者の受け入れ研修を行う農業経営体への謝金、これにつきましては、厚労省のキャリアアップ助成金などと当省の農山漁村振興交付金、いずれも支援

対象になり得るということです。

たがいまして、二重補助とならないようになりますが、農労省とも調整しながら適切に対処してまいりたいと思います。具体的には、要領、要綱の中でそういうダブルの助成にならないようにしっかりと記述をしつつ、適切に指導してまいりたいと思います。

○岡本(充)委員 つまり、過年度、二十七年度、そして私がきょう質問するこの時点まで、そうして協議を行つていなかつたというわけでありますて、大臣、やはりこれは、きちっと予算をつくるときに、二重で補助が受けられるような仕組みが残つてゐるというような予算立てはまずいと思ひます。

しかも、これから調整してまいりたいと思いますと言つていますから、これまでしてこなかつたわけですから、ここについて、ほかの予算についても、農林水産省はたくさん事業をやつていますが、かぶらないようにしていく、そして、二重に補助が行くというようなことがないようになります。

どこかの学校法人の話が話題になつていて、その補助金が適正だったのかという話が議論になつていますが、国の補助金の二重支給が行われないようになつて、大臣、ぜひ決意と、そして今後しっかりと調査をしていくことをお話ししていただきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 御指摘の点について、大変大事なことだと思つております。

私の存じ上げる知的障害者施設でも、農業を積極的にやつていただいているわけですが、そうした施設側として障害者の立場に立つた意味で、どういう観点でどうすべきか、検討していきたいというよう思つております。

○岡本(充)委員 いや、補助金が二重に支給されるようなほかの事業がないかどうかについて改めて

はもう一回チェックをするべきだ、この観点は。○山本(有)國務大臣 同じ事業に同じ税金というのではなくて、合理性がありません。その意味で、二重に重なった事業があるかないか、もう一回検討したいと思つております。

○岡本(充)委員 ゼひ、その結果については御報告をいただきたいと思います。大臣からうなづいていただきましたので、では、御報告をお待ちしています。

その上で一点確認をしたいんですが、この事業自体が私はけしからぬと言つているわけではありません。重なっていることの問題点を指摘したままであります。たゞ、この事業を通じて、私はぜひ広めさせていただきたいと思っています。

私は、各地にある特別支援学校の生徒さんの就職先に、農業がその就職先になれないのか。就職先を本当に探してみえる特別支援学校はたくさんあります。そういう意味で、私も先日、地元の特別支援学校にお邪魔をして、お話を聞いてきました。農業、大変関心あるんですねけれども、圃場までが遠い、圃場まで行く交通費がなかなか出ない。また、農業経営者の皆さんの方の話を聞くと、なるほど、障害を持つ若い皆さん方に働く間違つて、障害者の方がいる。この二者を、接点を持たせることが重要じゃないか。

特に、障害を持つ皆さん方の障害は多様性がありますから、経営者の皆さん方も、実際にその方々に来てもらつて、実際、障害があるといふのはどういうことなのか、そしてまた、その方と一緒に働くといふのはどういった課題があるのか、それを学んでもらつて、実際、障害があるといふのはどういう意味でいえば、今回の福祉農園の予算、農林水産省が計上しております今回の予算を使えば、農業経営者が、いわゆる障害を持つ皆さんが、農業経営者が、いわゆる障害を持つ皆さんが、農業経営者と、実際に働くことなどなことなのかという意味でのまさに研修

の講師として特別支援学校の皆さん方に来ていました。それで、実際に農業を経験していく、こうした場合には、まさにこの生徒さんたちが農業経営者の講師となり得るわけでありますから、こうして形での謝金を支給して交通費を出すことも可能ではないか、こういうふうに考えるわけでもあります。この見解について農林水産省はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

特別支援学校の生徒さんは現場で受け入れるというのは、農林水産省としても非常に大切な取り組みだと思っております。

農業経営におきまして障害者の方を受け入れるに当たりましては、段階を追つて取り組んでいたところですが、現実的だと思っております。まず最初に、特別支援学校の実習受け入れに農業経営体験をしていただく。そうしますと、農業経営をする側にとりましても、障害者の特性、適性、こういったものがわかるようになります。その上で、次のステップとして、障害者施設との農作業の請負契約、さらには障害者の雇用にまで至る、そういうプロセスを経て、障害者の方がしっかりと働けるようになります。

この二者を、接点を持たせることが重要じゃないか。

特に、障害を持つ皆さん方の障害は多様性がありますから、経営者の皆さん方も、実際にその方々に来てもらつて、実際、障害があるといふのはどういうことなのか、そしてまた、その方と一緒に働くといふのはどういった課題があるのか、それを学んでもらつて、実際、障害があるといふのはどういう意味でいえば、今回の福祉農園の予算を使えば、農業経営者が、いわゆる障害を持つ皆さんが、農業経営者と、実際に働くことは可能でございます。

ただ、しかしながら、特別支援学校の方から福

祉農園までバスの賃借料等の交通費を支援するこ

とにつきましては、ここは自己負担となつておる

ところでございまして、その点、支援の可否につ

きましては引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 大臣、やはりこれは、講師、専門家といつても、専門家、農業のスペシャリストみたいな方に来てもらうその費用、講演料、それ

は出せるというんですね、講師料は。ただ、現実に福祉農園をやる上で重要な講師は障害を持つ

その当事者本人ですから、その方にも、要するに講師のいわゆる交通費は出せる、謝金は出せるの

であれば、講師として障害者の方を農業経営者が迎え入れて、実際に経営をしている方、職員の方と一緒に働いて、農業経営者がその福祉農園の実

体験をする、これは重要な研修だと思うんです。

そういう意味で、研修の講師として特別支援学

校の生徒さんを含む障害を持つ皆さん方を受け入

れる、これは可能かどうか、ぜひ前向きに答弁い

ただきたいと思いますが、いかがですか。これが

なかつたら、結局進まないんですよ。行けないん

だもの、遠くの圃場まで。足がない、交通がな

い。どうですか。

○山本(有)國務大臣 講師の概念を広げていくことによって、補助金の適正化についての厳格性が曖昧になつてしまります。

他方、岡本委員御指摘のよう、重要な、障害者として専門性の知識や経験を持つおられる方々からさまざまなお学習ができるという意味

でのそうした講師としての資格要件について、格別、外的なものがあるわけではありませんので、どうしたらいいかなどいろいろなことについての調和

をまた検討してみたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 ゼひ前向きに取り組んでいただいていることがありますし、きょうは文科省にも来ていましたけれども、特別支援学校の就職先

としてこうした農業を一つ大きな視野に入れていくことをつづいています。それについていかがで

しゃうか。

○藤江政府参考人 お答え申し上げます。

特別支援学校高等部では、農業に関する基礎的

な知識ですとか技術を習得し、地域の農業の担い手の育成を図ることを目的とした農業科というものが設けられておりまして、平成二十八年五月現

在、全国で八百八十七人の生徒が農業に關する学科で学んでいるところでございます。

委員御指摘のように、こうした特別支援学校の農業科におきまして、地域の農業従事者等と連携いたしまして実習が充実していくということは大

変有意義なことであると考えております。

委員会及び特別支援学校に対して、特別支援学校の生徒さんを含む障害を持つ皆さん方を受け入

れる、これは可能かどうか、いかがですか。これが

なかつたら、結局進まないんですよ。行けないん

だもの、遠くの圃場まで。足がない、交通がな

い、こういうことです。

○藤江政府参考人 普通科も含めてということ

結構でござります。

○岡本(充)委員 ゼひ、省庁の垣根を越えて、こ

うした事業を進めていただきたいと思います。

統一して、二つ目の質問、食の安全について少し

お伺いをしていただきたいと思います。

食の安全、いろいろな課題があつて、これまで

もさまざま私は質問をしてきたんですけども、きょうはちょっと、いろいろ調べていると、農業

の許認可、それから、いわゆる農薬取締法に基づく調査というのは一体どうなつてあるんだろうと

甚だ疑問に感じることがありましたので、少しお尋ねをしたいと思います。

皆さんのお手元にお配りをしております資料をめくついていただきますと、大変恐縮です、難しい

式数が四ページ目には書いてありますけれども、上

が、我が国における、農林水産省がさまざま農業の使用方法を決めて、そしてそれに基づいて厚生労働省が残留の基準をつくつてあるわけであります

けれども、その残留の基準の数式であります。

その次が、五ページ目が、平成二十四と書いています。二十三年度の農薬の残留を米について調べたものであります。

さらにおめくりいただきますと、見開きで六

ページ、七ページが、これはスルホキサフロルという農薬品をちょっと例にとりました。が、現実的に厚生労働省で定められようとしている基準値案が左、そして、二段あけて、国際基準と、米国を中心とした外国基準というのが載っています。

二ページにわざって載せているのは、皆さんに見ていただくと、例えばこの農薬に限つて言えば厚生労働省で定められようとしている基準値案が国際基準よりも高いという、どの食品についてもそのような傾向が見えるわけであります。

なぜそもそもこうした差が生まれてくるのか、そして、日本が定める基準といふのは一体どうしてこういう基準値になるのかということについて、きのう、農林水産省それから厚生労働省からの説明を受けました。

そもそも日本の基準値案というのは、どうやら、農林水産省が試験をする、この六ページ目にありますように、例えば米をとつて言いますと、米を実際に育てて、農林水産省が言うところの用法に基づいて実際にこの農薬を使うと、右にあるよな〇・三〇から〇・四八PPMの残留が現実的にありました。そして、教といふのは四検体調べました、こういう話で出てきたものに基づいて、この四検体について実際に出てきた数字と、それから、基準値案となる数字は四ページの数式に基づいて出すと言っているんですね。が、二株やつたのが、三株やつたのが、四株やつたのか、五株やつたか、六株やつたか、そもそもよつて出てくる数字のもととなる、二株やつた場合に出てくる残留基準の数値と、そして実際に基準値案となる数値、黒枠で囲つてあるところと、一番左であります、この間には数式がなく、過

去の経験則に基づいて決めていると。ここが最も科学的じゃない。

そこまではかなり科学的な話をしていたのに、最後の最後の根っこが経験則に基づくという話になつてみると、この下の小難しい数式は一体何だつたのかという話になるわけでありますけれども、農林水産省ではないです、これはまず厚生労働省です。そもそも、経験則に基づいて決めるなどということを国際的にはやつているんですか。

○北島政府参考人 お答えいたします。

国際的には、OECDが定める算出方法により基準値を設定する場合が多いと承知しております。

○岡本(充)委員 その基準がOECD・MRLカルキュレーター、この下のものでありますね。それで間違ひありませんね。うなづいてみえます。

それで、このカルキュレーターをするためには、これまた難しいんです。数式でいうとこの三つの、最も高い残留をしたものか、それからもしくは平均値に標準偏差の四倍を足し合わせたものが、もしくは補正係数とミーンの三倍を掛けたものか、この三つのうち最も高いものを出すという

ことになつていますが、いずれにしても、サンプル数が相当程度なければこの数式は正確な数字が出でこない。

したがつて、少なくとも八検体以上のサンプル数をOECDカルキュレーターは求めている、これがどういかどうか、確認をお願いします。

○北島政府参考人 OECDの基準につきましては、議員御指摘のとおり、八検体以上でこの数式を使うというふうに定められております。

つまり、本来、農薬の使用法としてこのような使用をしましよう、農薬取締法で定めている、法律に定められている使用の方法について、定めているにもかかわらず、それと違った使用方法をし

ても残留基準としてセーフになつてしまふという作物が出てくるという話になると、やはり消費者としても不安になつてくる。できれば、実際の試験の結果と基準値案が近ければ、その差は小さくなるのかなと、私は聞いていて思うわけであります。

したがつて、日本のように、国際基準を満たすような検査がなかなかできませんが、結果として基準値案が緩目でできる、緩目に出てきたがゆえに消費者も不安に思ふ、この連鎖はよくない。根源は

態、気象条件によりばらつきが生ずるということで、的確に厚労省さんの方で残留基準を設定するためには、できるだけ多くの作物残留試験のデータが必要なのは当然でございます。

その上で、私どもの農薬登録申請時に必要な作物残留試験の試験数、これにつきましては、かつて一作物当たり二例の作物残留試験データが提出されれば申請を認めておつたということでございましたが、これを平成二十六年四月一日から、米、リンゴなどの生産量の極めて多いもの、これについては六例、カボチャ、コマツナ等の生産量の比較的多い農産物については三例という作物残留試験データの提出というふうに、例数をふやしたりでござります。

それで、このカルキュレーターをするためにが、現時点ではそのとおりでござります。

○岡本(充)委員 これが一つやはりOECDとの差になつていて、要するに、実際に残留していた実験結果と、そして現実的に基準とされる数値との間に大きな乖離があると、結局、その幅の中でも、農薬の使用方法が不適正でも許される可能性が出てくるという幅が出てきてしまうわけなんですね。

したがつて、少くとも八検体以上のサンプル数が相当程度なければこの数式は正確な数字が出てこない。

八例よりは少ないといふ御指摘でござりますが、現時点ではそのとおりでござります。

○岡本(充)委員 これが一つやはりOECDとの差になつていて、要するに、実際に残留していた実験結果と、そして現実的に基準とされる数値との間に大きな乖離があると、結局、その幅の中でも、農薬の使用方法が不適正でも許される可能性が出てくるという幅が出てきてしまうわけなんですね。

つまり、本来、農薬の使用法としてこのような使用をしましよう、農薬取締法で定めている、法律に定められている使用の方法について、定めて

いるにもかかわらず、それと違った使用方法をし

ても残留基準としてセーフになつてしまふという作物が出てくるという話になると、やはり消費者としても不安になつてくる。できれば、実際の試験の結果と基準値案が近ければ、その差は小さくなるのかなと、私は聞いていて思うわけであります。

○今城政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりの状況であります。まず、試験数をふやすということについてお話しさせていただきます。

我が国では、やはり欧米に比べて農地が少なく、試験圃場も限られるという条件があるので、残念ながら欧米の八例以上というところにまで達していないというふうな御指摘のとおりでございま

す。

したがつて、日本のように、国際基準を満たす六年四月に導入した残留試験の数というのを直ちに増加させるというふうなのは困難なんですが、

く、試験圃場も限られるという条件があるので、ことについて、本年四月から果樹類についても可能とするということで、新たな仕組みを順次導入することとしております。

れだけるとかです。

今、きのう聞いたところによると、どうやら米の農薬を検査する。一反はなかなか広いね、何種類ぐらい出てくるの、いや、もう六十ではきかな

いと。そうしたら六十反分つくらいと一年の農薬の試験が終わらないという話で、これではさすがに、八検体やれと言わされたらさらにそれより広い圃場が必要になるわけで、これはなかなか難しい。

やはりどういう方法で農薬検査をするのが適正かつ、そして効率的なのか。もう昔からこの方式で、ずっと同じやり方で農林水産省はやつてきました。すと、こうした農薬の検査のサンプルをとる圃場の面積のあり方や検査の方法についても研究をす

るべきではと言つたら、そういつた研究はしていません、こういう話なんですね。それではやはりま

い。

やはりどういう方法で農薬検査をするのが適正かつ、そして効率的なのか。もう昔からこの方式で、ずっと同じやり方で農林水産省はやつてきました。すと、こうした農薬の検査のサンプルをとる圃場の面積のあり方や検査の方法についても研究をす

るべきではと言つたら、そういつた研究はしていません、こういう話なんですね。それではやはりま

い。

こうした研究、手法を含めて、もう一度しつかり科学的に検証していく必要があるのではないかと思いますが、それについて御答弁をいただきたいと思います。

こうした研究、手法を含めて、もう一度しつかり科学的に検証していく必要があるのではないかと思いますが、それについて御答弁をいただきたいと思います。

○今城政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりの状況であります。まず、試験数をふやすということについてお話しさせていただきます。

我が国では、やはり欧米に比べて農地が少なく、試験圃場も限られるという条件があるので、

残念ながら欧米の八例以上というところにまで達

していないというふうな御指摘のとおりでございま

す。

したがつて、日本のように、国際基準を満たす

六年四月に導入した残留試験の数というのを直ちに増加させるというふうなのは困難なんですが、

く、試験圃場も限られるという条件があるので、

ことについて、本年四月から果樹類についても可能とするということで、新たな仕組みを順次導入することとしております。

委員おっしゃるとおり、農薬の残留について

は、同じ農薬と同じ方法で使用しても、作物の状

これにより、結局、作物群に含まれる代表作物、例えばリンゴとか梨とか、作物残留試験数そのものが、例えばリンゴ、梨で合わせて十二例とか、そういうことで増加することとなりますので、そういう意味で、残留基準の算出に用いる残留濃度の範囲をより精度よく把握できるということにつながるものと考えております。

ただ、御指摘いただいたとおり、農薬登録の際の作物残留試験の試験数ということについては、重要な課題であると思いますし、その試験方法も含めて、やはり科学的根拠に基づいてよく検討していく必要があるというふうに考えております。

○岡本(充)委員 今の答弁、ぜひお願ひしたいんです。ですが、続いて、では、実際、農薬の使用状況、残留状況について、農林水産省はどれだけ調べているのか、こういう話であります。

厚生労働省は、市場で販売されている食品を集めてきて、検体として、残留基準を超えていないかという観点で検査をしています。先ほどお話をしましたように、残留基準は、実際に作物残留試験で出した成績よりかなり高い値が基準値になつていています。それは、それ以上食べると体に影響があるという数字を示しているからです。

一方で、農林水産省は、適正に使用すればこの範疇におさまるという情報を持つてながら、実際に、農薬取締法では十二条で農業者の適正使用をうたっていますが、しかし、現実にそれに基づいて検査をするということはほとんどないようです。これまでの検査はどうやってやつていたのか。

これは事実ですか。例えば、平成二十八年の四月にプレスリースした「国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について」、これによると、三千九百四十八戸の農家に対し、記入簿への記入または聞き取りを行うことで農薬の使用状況を調査したところ、この中で不適正使用が二件だけ、〇・〇五%でありました。そして、残留農薬についても検査をしましたけれども、こちらについても残っていたのは少なかつ

た、一検体だけが食品衛生法に基づく基準値を超えていたけれども、一検体を除いて、四千七百三十七種類の農薬と作物の組み合わせ、一千検体は大丈夫でした。こういうふうに公表して、これだから聞くといいかなと思うんですが、農林水産省、そもそも、あなたのところはことし農薬の検査をしますよということを事前に通告している、それは事実ですか。

○今城政府参考人 お答えいたします。  
農林水産省におきましては、おっしゃるとおり、約四千戸の農家に二十六年度使用状況調査といふものをお願ひしたわけでござります。

しかしながら、お願いするときに、しっかりといろいろな作物について適切に使用されているか、その調査票については事前に農家にお願いを記入していただき、適正作物に適正使用されているかということをお願いするものでございます。

○岡本(充)委員 そしておおかつ、適直適切に中途で状況を聞いたりしながら調査をしている。これは言いかえれば、きょうはあなた、後ろにパトカーがついでいきますよと言つて車を走らせ、スピード違反をした車はいませんでした、こう言つて、スピード違反をした車はいませんでした、これが言つていて同じですよ。事前に後ろからついてくることがわかつていてスピード違反する人がどれだけいるか。考えれば……(発言する者あり)〇・〇五%ですよ。これでスピード違反は世の中にはありませんでした、こう胸を張つていてのと等しいと私は思つわけですね。

これは大臣、農薬の適正使用の検査のあり方は、こうして事前に、今年度あなたのところは調査に入りますよと言つてから調べに行って、〇・〇五%の違反でしたから適正でしたと報告するのではなく、やはりちょっとこれ、やり方は見直した方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○山本(有)国務大臣 食品中に、残留農薬基準、定められた使用方法に従つて適正に農薬が使用さ

れた場合に残留し得る農薬の最大の濃度として、厚生労働大臣が食品衛生法に基づいて設定しているのがこの残留農薬基準でござります。この残留農薬基準設定の考え方というのは、日本も国際的な標準も同じだらうというように考えております。

そして、農薬の残留基準に関しまして、地方自治体の衛生部局が実施している市場流通品の検査もございまして、残留基準を超過する食品が流通しているかどうかを確認していただいております。

一方、農林水産省では、農業者の農薬の使用状況を調査いたしまして、生産段階における農薬の残留基準の超過の有無を確認して、その結果を広く国民に情報提供することによりまして、農薬の適正使用に係る理解を促すとともに、適正な指導を通じて農薬の不適正使用の防止を図つているところでござります。

さらに、都道府県が農業者に対して農薬の適正使用に関する指導も行つていただいております。

今後、農林水産省としましては、農薬の適正使用が図られるようにするために、使用状況調査の一層効果的な実施方法について先生の御指摘も含めて検討させていただいて、引き続き、都道府県や厚生労働省と連携しまして、市場流通品の検査の結果も踏まえ、農業者に対する適切な指導をしてまいりたいというように考えるところでござります。

その幅の中でどういうことが行われていいかしっかり見ると、いう話をしているんですから、大臣、前段はちょっと長過ぎますよ、答弁が。お願いします。限られた時間で効果的に議論を深めたいと思います。

統いて、獣医さんをめぐる課題についてちょっと聞きたいと思います。  
現在、そうした、全国で獣医師の養成はおよそ千人ほど聞いておりますが、獣医師の現状として、獣医師が足りない、偏在はあると聞いていますが、総数として足りないという認識が農林水産省にあるのかどうか、まず御答弁いただきたいと思います。

○今城政府参考人 お答えいたします。  
獣医師が足らないかどうかというお尋ねでござりますが、まず、平成二十七年の犬、猫あるいは家畜の頭数は、いずれも平成十八年の頭数に比べて下回っているという現状でござります。

ただ、当然、獣医師の就業状況あるいは業務の状況ということにつきまして、頭数だけには限られないということをございますので、一概に犬、猫、家畜の頭数が減つているから獣医師の需要も減少しているので、特段困つていないと言うつもりはございません。

獣医師全体の数はさておき、産業動物獣医師、これについては、現場の方からその確保が困難であるというような声が上がってきておるというのを十分承知しております。そういう状況であるというふうに考えております。

○岡本(充)委員 いやいや、平成十九年、きょう皆さんの資料にもつけました十ページ目ですけれども、これは農林水産省が、結局、獣医師の需給に対する検討会の報告で入れていますが、この十九年当時、将来推計、二〇四〇年だそうですが、要医師数は二〇四〇年に足りなくなる可能性があ

る、こういう推計をしているんです。

一方で、現実の産業動物の数はどうかというと、最後のページです、平成十八年度の頭数で見ますと、乳用牛が百五十九万頭、肉用牛が二百八十一万頭、そして二十七年度の見込みは、それぞれ百六十二万頭、三百四十八万頭とふえる見込みでした。が、実際に、乳用牛は百三十七万頭、肉用牛は二百四十九万頭とそれぞれ減っています。

なぜ減っているかはまた次の機会にやりたいと思いますが、現実に減っている状況の中、産業動物に必要とされる獣医師の数も当初の見込みとは違つて、逼迫している、こういう状況ではないという認識でいいわけですね。現状では。

○今城政府参考人 お答えいたします。

平成十九年のときの報告書について御言及ございましたが、このときの趨勢が、確かに動物の数があえていくと、その趨勢のときだつたので、そこに委員から御指摘のあったような趨勢の数になつておりますけれども、現実にはそくなつてないというのは事実でございます。

その上で申し上げますけれども、産業動物獣医師全體としてどうかというのはなかなか申し上げにくいくところなんですけれども、現実問題として、採用しようとした数の獣医師が充足されないというような地域があるというのを現実でございまして、地域的に偏在があつて、採用がきちんとできていないような地域もあるという状況でございます。(岡本(充)委員「総数では」と呼ぶ)総数では、今申し上げたとおり、数のものと診療状況の中身といふものが必ずしも一対一で対応するものではございませんので、産業動物獣医師の総数としてどうかということはなかなかお答えしくいところでござります。

○岡本(充)委員 いや、それでは獣医師の養成の話に行かない、獣医師の養成がどうあるべきかと

いう話、これは文科省も困るわけですよね。

過去も、昭和五十年代も、獣医師の数が、當時の農林省で、獸医師需給について昭和五

十一年三月に報告書を出して、それを受けて五十

四年に文科省で獣医師の養成についての数を出している。

それから、十九年についても、現状で、獣医師の需給の逼迫について、ないという話になつて、将来推計は別として現時点ではそうだといふ話になつて、二十三年三月の答申に基づいている。つまり、獣医師の需給が獣医師の養成の数に連動している、これは文科省として間違いないですね。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

獣医学部の新設につきましてはそのとおりでございまして、獣医師の需給等の観点から検討させていただいているものでござります。

○岡本(充)委員 したがつて、農林水産省は、獣

医師の活動分野の偏在だ、こう言つてているわけで

す。つまり、総数が足りないと言つていてないんで

す。偏在があると言つているんです。それで正し

いのかどうか、そこです。小動物も含めて総数と

してはいるんだけれども偏在があるのが課題だ、そういうこと

です。

○今城政府参考人 お答えいたします。

ペットも含めて数の趨勢としては減つていると

いう状況の中で、獣医師全體の総数としての不足

という状況にはないと考えておりますけれども、

先ほど申し上げたとおり、地域的な偏在があり、

確保にままならない地域があるということござ

ります。

○岡本(充)委員 そういう意味でまず総数がどう

かという話をしたんですけど、

もう一つ、中身。なかなか、臨床研修している

獣医師の先生も少ないんじゃないかな。

現状をいろいろ調べました。獣医師の卒後研修

ができるのは、北海道を除くと、どうです、協同

で連合会をつくつてやつているところは、宮城、

山形、千葉、兵庫、島根、岡山、広島、そして飛

んで沖縄ですよ。つまり、獣医学部のある、獣医

学のある大学の県でも臨床研修ができるといな

い。

しかも、臨床研修を大学病院はどうやってやつ

ているか。岩手大学のホームページを見たら、若干名、半年かもしれない。これだけの研修で本当に獣医師としてきちっとしたスキルが身につくのか。いやいや、なかなか私は疑問だと思ってます。

そういう意味で、獣医師をめぐる質の確保についても、これは農林水産省の重大な仕事の一つですから、きちんと整備をして、そして質の担保を図つていく。最後に決意を大臣から求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○今城政府参考人 お答え申します。

獣医師の臨床研修を含め、その質の確保というものは非常に重要な課題であるというふうに考えております。

したがいまして、獣医師法においても、大学の診療施設または指定する民間の診療施設において研修をするよう努めることとされ、二十九年三月現在で百三十七カ所で研修が行われている今後とも、民間の診療施設の協力を得ながら、臨床研修の受け入れ施設の拡大、それと臨床研修の充実、これに努めてまいりたいというふうに考えております。

○岡本(有)国務大臣 質の確保等についてさらに検討を深めてまいりたいというふうに思つております。

○山本(有)国務大臣 临時議會、ボランティアの女性や御婦人中心の、もちろん御婦人方だけではないんですけども、そういう活動を非常に活発に行ってきている推进協議会、こういったグループの活動をどのように評価しているかということ。

あわせて、近年、自治体なんかでこの予算を、僕は本当にけしからぬと思つてゐるんですけども、一番こういうところが、すぐに目に見えない、目に見える効果がすぐに出ないと、いうことで、どんどん予算が削つて、いる自治体があるんですね。こういうところで地域の教育推進活動といふものが非常に衰退をしてきている。実際、メンバーもどんどん減つてきて、いるというようなことが言つてあります。

○岡本(充)委員 終わります。

○北村委員長 次に、小山展弘君。

○小山委員 民進党の小山展弘です。早速質問させていただきたいと思います。

きょうは一般質疑ということですので、ふだんの法案審査、法案審議では触れられないテーマも伺つていただきたいと思います。

これだけ農水省さんが教育というの大事だと。大事だという認識が広まつてきているのに、活動自体は、メンバーが減つたり、衰退してきてる。ぜひ、農水省さんとしての予算の確保とともに、こういう自治体への指導、対策も含めて、食育を推進している皆様へのエールも含めて、大臣の意気込みと対策、政策についてお伺いしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 御指摘の食育基本法におきまして、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした食育推進のための施策を実施するというようにされております。

現在、地方自治体におきまして、食育を推進す

す。

農水省の皆さん、ここにおられる皆さんにはまさに新規に説法ですけれども、まさに肉体的にも精神的にも食事というのが非常に大事だということが大変注目をされてきました。今、人間形成の原点として、また日本文化を継承する観点からも、この食育というものが大変重要な役割を担つてゐるということ再評価するような意見が多いかと思つております。特に子供の成長、発達に与える影響は大きい。

ところが、この食育について、各地域で食育推進協議会、ボランティアの女性や御婦人中心の、もちろん御婦人方だけではないんですけども、そういう活動を非常に活発に行ってきている推进協議会、こういったグループの活動をどのように評価しているかということ。

あわせて、近年、自治体なんかでこの予算を、僕は本当にけしからぬと思つてゐるんですけども、一番こういうところが、すぐに目に見えない、目に見える効果がすぐに出ないと、いうことで、どんどん予算が削つて、いる自治体があるんですね。こういうところで地域の教育推進活動といふものが非常に衰退をしてきている。実際、メンバーもどんどん減つてきて、いるというようなことが言つてあります。

これだけ農水省さんが教育というの大事だと。大事だという認識が広まつてきているのに、活動自体は、メンバーが減つたり、衰退してきてる。ぜひ、農水省さんとしての予算の確保とともに、こういう自治体への指導、対策も含めて、食育を推進している皆様へのエールも含めて、大臣の意気込みと対策、政策についてお伺いしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 御指摘の食育基本法におきまして、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした食育推進のための施策を実施するというようにされております。

る際の基本となる教育推進計画の作成が進められているわけでございますけれども、当該計画のもとで、関係者の連携を図りつつ地域の特性を生かした教育活動を推進していくためには、各地の教育推進協議会の役割が重要であるというように認識しております。

この現場の要望を踏まえて、都道府県が、教育推進協議会の構成員となり得る農業協同組合などが実施する地域レベルの教育活動を支援する事業、こういったものを必要とします。そこで、二十九年予算案において、新たにこの予算を計上しているわけでございます。

さらに、教育白書や表彰事業を通じて、地域を取り組まれている優良な教育活動事例を地方公共団体や教育関係者に広く普及させていただいている

○小山委員 教育推進協議会で活動されている方々はほとんどボランティアで活動しているんです

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

もう小山先生よく御存じだと思いますけれども、まず、一般論といたしまして、海岸部にある

保安林は、先生御指摘のよう、風を防ぐ、あるいは飛砂、風害、潮害等の防備などの多様な機能

を發揮しておりまして、各地域で地元の方々がそれを発揮しております。

○小山委員 きょうは余り突っ込んでお話しでき

るようなところでもないかと思っております。

次に、J.Aの信用事業について伺いたいと思つております。

○小山委員 きょうは余り突っ込んでお話しでき

るようなところでもないかと思っております。

ただいまお話を聞いておりますが、昨年十一月、規制改革推進会議の中でも、これは最終的に落ちたんで

すけれども、三年間で代理店を半減化というような提言も最初出てまいりまして、その後、最終的

な意見のところでは数値目標はなくなつたわけ

する機能を發揮できなくなるという点に十分配慮

する必要があるというふうに考えております。

御存じのとおり、森林法という法律がございま

して、この法令に基づいて保安林の指定を行つわ

けでございますが、他方で、現行法でも、地元の

意見を尊重しつつ、海岸部の民有保安林の指定、

解除の権限を持つ都道府県の判断のもとで、保安

林の指定を解除する、あるいは保安林の機能を阻

害しない範囲で盛り土を行うという方法は十分と

り得るというふうに考えております。

したがいまして、ぜひ、御地元の御意向を確認

していただき、また海岸部の民有保安林の指定、

解除権限を持つ都道府県の意向等を十分に踏まえ

て、私どもとしては適切な対応がなされるよう

に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御地元の意見といふ

こと、また地元の静岡県さんの御意見といふ

こと、あろうと思いますので、その点も踏まえた十分

な対応が必要であろうというふうに思います。

ありがとうございました。

○山本(有)国務大臣 まず、信用事業における代

理店スキームの活用でございます。

既に、二十六年六月、政府・与党の取りまとめ

におきまして、その活用を積極的に進めると

いうふうにされております。これに基づきまして、行

政指導を現在行つているところでございます。た

だし、代理店スキームを活用するかどうかは、あ

くまで農協の選択に基づくべきものというよう

に位置づけております。

今後の農協の信用事業についてでございます

が、人口減少、高齢化、金利の低下及び高度化す

るものがあるというふうに認識しております。ま

た、今回の農協改革を踏まえまして、今後、各農

協は、農業者の所得向上に全力を投球するため

に、信用事業の負担やリスクを極力軽くしまし

て、人の資源を経済事業にシフトできるようにな

ることが必要であるうといふように思つております。

今後、信用事業のあり方については、以上のこ

とを十分踏まえまして、各農協において真剣に検

討していただき、自主的に方向を決め、実行に

持つていただきたいというふうに考えると

ころでございます。

○小山委員 きょうは余り突っ込んでお話しでき

るようなところでもないかと思っているんです

が、僕は、今のお話の中で、経営環境が変わつて

いる、金融技術が、多分フィンテックのことなん

かも話していると思うんですけど、これはあ

る意味、別の見方をすれば、先進国ではフィン

テックのようなものを新たに導入して入れるとい

うような設備投資のコストよりも、全くそういう

金融のインフラのないようなアフリカなんかで入

れるという場合には、インフラを最初からつくつ

ていかなかいけないですから、その場合には大変経済成長が早くできるというようなことで効果があるんですけれども、日本の場合にはある程度、もう既にいろいろなフィンテック的な機能を果たしているインフラがありますから、そのことでどれだけ日本の金融環境が、信用事業の環境が変わっているかと、私はそれほどでもないんではないかという見方も十分できると思つておられますし、そういう現場の声も聞いております。

私は、そういったことで信用事業がむしろ収益がとれなくなるというようなことをあおるような空気がどうもちょっと一部にあるんじゃないだろうか。むしろ、今、JAの中における営農指導事業の赤字をもしその部門だけで、指導部門だけで賄おうとすれば、手数料を上げなきゃいけない。というのは、これは農家の方々にとっては負担増となるわけですね。

その部分を信用事業で賄つているということと、その信用事業の中にも本来業務としてもともと、この後、伺おうと思っておりますが、ライファイゼンバンク、ライファイゼン協同組合は信用事業から始まって、信用事業が経済事業に兼営をしていったんですね。ですから、まさに信用事業は本来業務であると私は思つております。

そういう観点からも、ぜひ、最後にお話しになられた原理原則のとおり、確かにもうこれはどう考えても赤字になりそうだ、あるいは、やはり隣の農協さんと地域合併というのが本来だと思うんですけれども、なかなかそれもできないという場合は、万やむを得ない場合に、信農連あるいは農林中金への代理店化ということではないだろうか。あくまでもそれもJAさんが自主的に決めることだと思いますので、ぜひ、これこれまでに代理店化を数値目標を示してやれというようなことと、まして、県連とか全国連、農林中金、信農連に求めていくといふようなことは行政指導としてやらないでいただければ、これは今あるかどうかは知りませんけれども、そう思つております。

国家戦略特区について伺いたいと思います。

きょうの農業新聞にもたまたま、これはきのう僕が通告しているんですが、出ているんですけども、外国人派遣労働者の農業への参入ということが検討されていると伺つております。

外国人派遣労働者が多く日本国内農業に従事する、入つてくるということになれば、安価な労働単価で農産物を生産する地域がどんどん出てくるということで、特区が広がつていけば、なつていうことで、これは需要低迷の日本の農産物市場においてさらに過当競争が起きかねない、そういう状況も招きかねないと思つております。結果として、日本の国内の農業の衰退を招きかねません。

農水省は外国人派遣労働者の日本農業への参入の影響について、どのような認識を持っていらっしゃるでしょうか。ちょっと質問の順番を入れかわつていただけます。

○山本(有)国務大臣 農業者の減少、高齢化、これは急速度で進んでおります。農業経営体が経営を発展させる意味で即戦力となる人材がかなり不足しております。これを背景にいたしまして、複数の自治体から、技能実習制度とは別に、国家戦略特区制度を活用した農業分野の外国人材の受け入れに関する提案がなされてきていることは事実でございます。

これを踏まえまして、政府といたしましては、地域限定の事業をいたしまして、適切な管理のもと、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする国家戦略特区法等改正案を本通常国会に提出する方向で検討しているところでござります。

この法改正により、農業分野での労働力として外国人材の受け入れが可能となりますれば、農業の成長産業化に必要な人材が確保され、経営規模の拡大、生産性の向上等が一層促進されるものと考えております。農業の競争力強化が図られることがあります。

また、日本人の雇用が失われるという点にも十分配慮しつつ、この法案の推移を見させていただ

いているところでござります。

○小山委員 競争力が強化されるということですけれども、農産物は、もちろん海外に輸出というようなことも進めていくということなんですが、どこと競争するのか。むしろ、国内間の過当競争がさらに進むという要素の方がやはり大きくなるんじゃないかな。過当競争が進むということは、農産物を販売している農家の人たちは消費者でもあるわけですから、まさにほかの産業でも起きているような、所得が下がる、あるいは国民の購買力が下がる、そのことが一層マーケットの縮小を招いていくというような方向の効果というものも出でてくるんじゃないだろうか。

それと、「特区追加に前向き」ということで、余り申し上げるわけではないんですけど、賃金は変わらないと今参考人がお話しになりましたが、一方で大臣の今の答弁の中では、競争力がついていくんだつたらどうしてくるんじやないだろうか。

それと、きょうはこれは通告していないので、いきたいというふうに考えてございます。

○小山委員 特区がどんどん追加ということに

なっていきますと、これは影響が限定的というこ

とでなくなつていくかもしねないし、ここからな

し崩し的に全国に広がるということも考えられま

す。

それと、きょうはこれは通告していないので、いきたいというふうに考えてございます。

○小山委員 特区がどんどん追加ということに

なっていきますと、これは影響が限定的とい

う立場から御意見を賜つておるところでありま

す。

竹中議員の特区諮問会議における御意見は、経済社会の構造改革の推進の観点からのものであ

り、個別企業の利益に関するものではありません

ますので、そういうところもよく見ながらやつて

ます。

○松本副大臣 お答えをいたします。

特区諮問会議の有識者議員でありますけれども、これはあくまでも、経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化などに関しまして、すぐれた識見を有する者を任命させていただいているところであります。

また、調査審議に当たつては、当然、個別企業

の利益ではなくて、そのすぐれた識見を有する

立場から御意見を賜つておるところでありま

す。

竹中議員の特区諮問会議における御意見は、経

済社会の構造改革の推進の観点からのものであ

り、個別企業の利益に関するものではありません

ん。

また、今回の農業の外国人派遣労働者の従事に関するものでありますけれども、これに関しましては自治体からの要請に基づくものでありますし、この要請前に竹中議員から何らかの発言があつたということはありません。

したがいまして、委員御指摘のようなことはなく、公平公正な判断に基づく議論がなされているものと理解をしているところであります。

○小山委員 今、松本副大臣の話でも、産業競争力強化のためというのが目的ですから、やはり人手不足対応ではないということで、賃金が本当に日本人と同等だということで確保できるのかどうかというのは、これから焦点になるんじゃないかななどと思いますし、仮に、今、松本副大臣のお話のとおりの姿勢を竹中さんが示していたとしても、やはり、李下に冠を正さずではないでありますけれども、意見を有する方はほかにもたくさんいらっしゃると思いますので、僕は利害関係の方は議論からは、その委員会の議員というのではなく、それとも、その議員といふのはやはり辞退するというのが節度というものではないかな、少なくともそう思います。

それと、次の質問に移りたいと思うんですけれども、済みません、また順番が入れかわったら申しわけないんですけど、農業競争力強化法、これのところ、今までのいろいろな一般質疑の質問と同じよつと角度を変えた形で伺いたいんですが、農業者の組織する農協に課される努力義務と、どういうものが想定されているんでしょうか。○齊藤副大臣 この法案では、もう委員御案内のとおり、農業者の努力のみでは解決できない農業資材価格の引き下げ、あるいは農産物流通等の合理化を図るために、農業生産関連事業者、農業者、農業者の組織する団体等に対して、それぞれの立場から、その実現に資する行動を求めている構えになつております。

農協は幾つかの側面を持つてますので、まず、農業者の組織する団体でありますけれども、一つの側面として、組合員のため営農指導の事業

を行いう場合、この場合には、農業者が有利な条件を提示する事業者との取引を通じて農業経営の改善に取り組む、こういった支援を行うよう努めます。

また、もう一つの側面として、組合員のため農業資材の供給や農産物の販売等を行う、こういう場合には、良質で低廉な農業資材の供給、あるいは農産物流通等の合理化の実現に資するよう取り組む、これとともに、その取り組みを継続的に行なうように努める、こういった旨の規定が適用します。

○小山委員 幾つかにまたがるということなんですが、それども、参議院の予算委員会でも、行政指導といふものは、どういうことかということで、藤末健三議員との議論があつたということで伺つておりますが、また、計画数値を出すというようなことも、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努める、こういった旨の規定が適用されると理解しております。

○小山委員 三年、五年でチェックをしていくんだということがありました。すけれども、こういった義務といふものも明確にしながら、ぜひ適切な行政との関係というものを築いていただきたいと思います。それと、畜産經營安定法の改正について伺いたいと思うんですが、今回、指定牛乳生産者團体制度を変更して、指定団体以外にも条件つきで補給金を給付する、部分委託を認める制度変更を今検討しているということでありますけれども、この法制度の変更によって、本来の目的であるはずの酪農家の所得の向上、酪農の生産基盤の強化、あるいは発端となつたと考えられますバター不足の解消にどのように結びついていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 今回の改正法案は、今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けいやすい環境を整備する、そして、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保、酪農経営の安定、こういったものであります。

いつたものを図る目的でござります。

現在の指定団体以外の者も補給金の対象とするというようなことによりまして、飲用向け一辺倒ではなくて、バターなどの乳製品向けにも販売する方向に誘導することができ、需給の安定が図られ、ひいては酪農家の所得の向上に寄与するこ

とになる、というように考えております。また、生産者にとりましては、仕向け先を自由に選べる環境を整備する今回の改革によりまして、みずから生産した生乳をブランド化し、加工、販売する取り組みなど、創意工夫による所得向上の機会を創設しやすくなるというように考えております。

このように、今回の改革によりまして、バターなどの消費者のニーズに応じた多様な牛乳・乳製品を安定的に供給していくことが大変重要なものであらう、というふうに思つておりますので、改革についての目標を達成するべく、真摯に取り組んでいきたい、というふうに思つております。

○小山委員 需給が安定することによって所得が向上する、というお話をしたが、そのところは、どう酪農家の方々の所得が向上していくかというところとしては、今の御説明だけではちょっとわかりにくいところがございました。

またこれも、次の法案が出てくる際には、どういうロジックで、どういう法律の改正によって酪農家の所得に具体的に結びつくのか、ぜひ答弁いただければと思っております。

それと最後に、畜産について、現状、子牛価格が非常に高騰しております。肥育農家は高い子牛を購入して肥育しているんですけど、枝肉価格が低下した場合に子牛価格と肥育費用に見合った販売益を確保できない、そういう可能性もある。人によつては、これは今バブルじゃないかと言ふ人もおります。

このことについて、子牛価格の異常とも言えることに対する認識と今後の対策について、政府と

○齊藤副大臣 委員御指摘のように、肉用子牛価格が高騰している中で、繁殖雌牛の増頭などによつて肉用牛の生産基盤の強化を図つていくことは重要な課題であると認識しています。このような中で、繁殖雌牛は、平成二十八年に五十八万九千頭と、六年ぶりに増加に転じました。前年比九千頭の増であります。雌牛を肉用としてではなく繁殖用に仕向ける割合、これも上昇傾向にございます。こういったことから、肉用牛の生産基盤は回復の兆しが見え始めているのかなと感じているところでございます。

農林水産省といたしましては、畜産クラスター事業を活用いたしまして、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのキャトルステーション等の整備、優良な繁殖雌牛の増頭や導入に對する奨励金の交付、繁殖雌牛の増頭に必要な簡易畜舎等の整備、情報通信技術等を活用した発情発見装置や分娩監視装置等の導入の支援、こういった措置を行つてあるところであります。生産回復に向けた動きが確固たるものとなりますよう引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

また、委員御指摘のように、肥育農家の経営安定対策といたしましては、枝肉価格が下落し、粗収益が生産コストを下回るようになつた場合は、その差額の八割を補填します牛マルキン、これを措置しているところでございます。

○小山委員 もう時間が来たので終わりますが、このまま頭数がふえて、価格も今の枝肉価格が高いまま行つてソフトランディングすればいいんですけれども、もしもの場合もあるので、マルキンの法制度化、これは私どもも議員立法で提出しておりますので、これに乗つていただいて、一日も早い、もしものことが起きなきやいですけれども、起きたときのために、ぜひこれは私どもの提案出しておりますマルキン法制度化に賛成をしていただければと思いまして、それを申し上げて終わ

ますでしようか。

○齊藤副大臣 委員御指摘のように、肉用子牛価格が高騰している中で、繁殖雌牛の増頭などによつて肉用牛の生産基盤の強化を図つていくことは重要な課題であると認識しています。このように高騰しております。肥育農家は高い子牛を購入して肥育しているんですけど、枝肉価格が低下した場合に子牛価格と肥育費用に見合った販売益を確保できない、そういう可能性もある。人によつては、これは今バブルじゃないかと言ふ人もおります。

このことについて、子牛価格の異常とも言えることに対する認識と今後の対策について、政府と

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史と申します。

ちょっと飛び入りでございますが、御容赦をいたしまして、二十分時間を頂戴しますので、質問させていただきます。

農水委員会は経験はあるんですが、しばらくして、あがとうございます。役所の話を余りすると好評ではないのでもうしませんが、きょう井上局長もおいでをいただいていまして、よろしくお願いします。

きょうは大臣に通告させていただいています。ここは俺だといふところはやつていて、あとは局長いろいろやつていただい気楽にのんびりやつていただけたらと思います。

また、小泉進次郎議員、御無沙汰しております。政務官をやつていらつしゃったときの大変お騒がせをして、申しわけありませんでした。

重徳委員ともども、ニューヨークのコロンビア大学の同窓ということで、関係ありませんが、またよろしくお願ひします。ちょっとたとを分かっていましてね、重徳さんは、何で民進党に行つちやつたのかなと今でも思つていますが、まあ、いろいろあるんでしよう。

さて、時間が余りありませんから、豊洲の話ですね。東京都の自治事務ですから、関係ないと言われば関係ないんですけど、これは大変国民の関心も強い、大きなものがございます。また、卸売市場というの東京だけじゃありません。大阪の私地元にも大阪府の卸売市場がございまして、うち地下はどつたつているんだみたいな話になつていまして、結構これは物議を醸しているわけあります。

時間がないので結論を急ぐと、私は、これは東

京都はちょっとと二重基準じゃないか、こう思つているわけですね。築地でもいろいろ議論が出てきています。

ちょっと簡単にレビューすると、簡単ですよ、と言つたら怒られますけれども、齋藤副大臣、細田政務官には役所時代にお世話になつております。役所の話を余りする

と好評ではないのでもうしませんが、きょう井上局長もおいでをいただいていまして、よろしくお願いします。

きょうは大臣に通告させていただいています。東京都は、豊洲には地下水基準を適用しているけれども、築地には適用していないんです。これはおかしくないですかというのが質問なんです。

土壤汚染対策法を持つている環境省にもきょうはお越しいただいていますが、卸売市場を所管する、認可等の権限を持つていらつしやる農水省、農水委員会ですから、その両方から、これは二重基準じゃないのかということについて御見解をお教えいただきたいと思います。どちらからでも結構ですが、どつちから行きました。では、農水省から。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

東京都におきましては、築地市場については、土壤汚染対策法等の法令上の問題ではなく、人の健康に影響を与えることはないとしております。

他方、豊洲市場への移転につきましては、現在、市場開設者である東京都の設置した専門家会議、また市場問題プロジェクトチームにおきま

して、土壤汚染対策を含めて議論がなされていります。私は、このふうに承知をしてございます。

私がもの認識いたしましては、土壤汚染対策法につきましては、形質更時要届出区域という法につきましては、形質更時要届出区域といふことに現在豊洲はなつておりますので、この現在の区域指定を前提とすれば、例えば将来卸売市場の認可申請が出てきたときに、この点だけをつてみれば、認可の障害になるというふうには考へてございません。

いずれにしましても、中央卸売市場におきます食の安全性の確保につきましては、まずは開設者である東京都が責任を持つて対応することが必要と考えております。将来、豊洲市場への移転について東京都から認可申請がなされた場合には、農林水産省としても卸売市場法の認可基準にて厳正に審査を行つてまいりたいと考えてございます。

○早水政府参考人 お答えいたします。

以前もお答えしておるところでございますけれども、農洲市場の予定地は、土壤汚染対策法に基づきまして形質変更時要届出区域に指定されています。当該区域において掘削等を行う場合は、都道府県知事等に届け出、施行方法等に問題がないことの確認を受ける必要がありますが、利用用途を制限する規定はございません。

それで、農洲市場において実施されております土壤汚染対策につきましては、卸売市場における食の安全、安心を確保する観点から、農洲新市場整備方針に基づいて東京都において独自に実施を断されるものと考えております。

それで、農洲市場において実施されておりませんのは、卸売市場を開設される東京都において判断されるものと考えております。

○足立委員 きょうはもう何回も往復する時間がないのでこつちから言います。要すれば、両方のマーケットとも、市場とも、法律と条例は守られています。要は、一階と二階はクリアしているんですね。これはもうほかの委員会で確認しています。

問題は、繰り返し言いますが、さつきの三階な

いでのこつちから言います。要すれば、両方のマーケットとも、市場とも、法律と条例は守られています。要は、一階と二階はクリアしているんですね。これはもうほかの委員会で確認しています。

問題は、繰り返し言いますが、さつきの三階な

いでのこつちから言います。要すれば、両方のマーケットとも、市場とも、法律と条例は守られています。要は、一階と二階はクリアしているんですね。これはもうほかの委員会で確認しています。

○足立委員 井上局長、まことに申しわけないだけれども、更問い合わせをすると、そこには、今おつしやつた安心には、土壤に係る、土壤汚染とかあるいは地下水の水質とか、そういうものも、農水省としてそれは含んでいるということか、私は含んでいないと思っていましたんでもれども、含んでいるということでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

中央卸売市場についての開設等の認可基準の中に関係法令に適合しているということがありまして、この関係法の中には土壤汚染対策法でありますとか食品衛生法というのがございますけれども、これらの法令に違反しているのかいないのか



農業競争力強化の一端として、主要農作物種子法の廃止が閣議決定されました。法案としての審議は別の機会ではありますが、廃止の理由についてはきょうのうちに問いたいと思います。

種子法のもとで、基礎食糧である稻、麦、大豆の品種開発と安定供給が担保されてきました。都道府県ごとに気象や土壤条件が違う中で、その特性を踏まえて奨励品種を決めてきた仕組みは合理的だつたと言えます。

そこで、廃止の理由なんすけれども、その一つに、地方公共団体のシステムによつて民間の品種開発意欲が阻害されていることが挙げられています。具体的に何がどのように阻害されているのか、まず説明してください。

○柄澤政府参考人 民間企業が開発した品種について、お答えいたします。

主要農作物種子法第八条におきましては、都道府県に對しまして、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を指定するために必要な試験を義務づけていたところでございます。

この試験を行つて、普及すべき優良な品種、いわゆる奨励品種に指定されれば県がその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるということがござります。こういった状況の中で、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種になるということになつておりまして、例えば稻で見ても、農作物の優良な品種を指定するためには、必ず説明してくください。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

主要農作物種子法第八条におきましては、都道府県に對しまして、当該都道府県に普及すべき主

要農作物の優良な品種を指定するために必要な試験を義務づけていたところでございます。

このように、法律に基づきまして国が都道府県に奨励すべき品種を決定させる、こういう現行の枠組みを前提とする限り、民間企業の参入につながらず、マーケットのニーズを踏まえた種子生産を拡大していくことは困難であるというふうに考えていいところでございます。

○畠山委員 今の答弁ですけれども、実態は、昨年ですか、神奈川県でも、金農のはるみという稻の品種が奨励品種とされました。また、農水省の

資料でも、民間企業が開発したみつかりは、三十八都道府県で今や栽培されています。大手牛丼チエーンのニーズがあつて、需要先の紹介とセットでP.R.することで栽培面積が年々増加しているとまで書いています。

まず事実を確認しますが、それでは、民間で開発した品種が都道府県の奨励品種になれないんでしょうか。具体的に、これは事実の問題として確認したいと思います。

○柄澤政府参考人 民間企業が開発した品種につきましては、都道府県が試験を行つて普及すべき優良な品種と判断して奨励品種に指定することは、現行制度上は可能でございます。

しかしながら、奨励品種に指定されれば県がその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるという状況の中で、どうしても都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種になつておりまして、なかなか民間企業が開発した品種が奨励品種にならないということになつております。

そういう中で、今御指摘ございましたが、民間企業、一部稻などの種子を生産しているところもございますけれども、そういう民間企業は、もう仕組み自体がそなつてゐるということを踏まえまして、この奨励品種を目指すということではなくて、むしろ、今御指摘ございましたように、実需者と結びついた形で販売先を確保するというような戦略をとつてきている、そういう構造上の制度の中でもそういうことをやつていていうことだといふふうに理解しております。

○畠山委員 最初に聞いた、私は事実の確認だけだったわけです。現状でも奨励品種になることは可能であります。

それで、そもそも、農水省自身が種子法の意義を訴えてきた歴史があるわけですよ。これまでと説明が一変してきたというふうに思います。

規制改革会議が種子法を問題にしていた会議がありました。二〇〇七年ですが、四月二十日、規制改革会議地域活性化ワーキンググループの第二

す。当時の議事録を読むと、今私が前段に質問したことによると、農水省自身が反論文書を提出しています。

民間の新品種が奨励品種になることが極めて困難との指摘があるがとの問い合わせに対しても、農水省は、奨励品種に採用する品種については、公的機関が育成した品種に限定しておらず、本制度が新品种の種子開発の阻害要因となつてはいるとは考えていないと書いています。同じく、奨励品種制度が生産、販売、普及の妨げとなつているというような

指摘にも農水省は、優良なものは積極的に奨励品種に採用するよう都道府県に対し指導している、奨励品種制度が新品种の生産、販売、普及の妨げになつてないと考えると明確に述べています。

○柄澤政府参考人 民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。つまり、このように考えると、民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。つまり、このように考えると、民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。

○柄澤政府参考人 もとより、稻、麦、大豆が我が国の土地利用型農業における極めて重要な作物でございますし、その生産における基本的な資材であります種子が重要な戦略物資であるという考え方については、今まで今後とも一貫していふところでございます。

ただ、そうした戦略物資として重要な種子の安定供給のための手段を考えた場合に、現行の主要農作物種子法におきましては、優良品種の指定ですか、あるいは原種、原原種の生産を全国一律で法律に基づいて都道府県に義務づけるというスキームをとつてやつてまいつたわけでござります。

しかし、近年の状況を見ますと、種子生産者の技術水準の向上等によりまして、種子の品質は安定しておりますし、むしろ、実需者のニーズを踏まえた民間企業の品種も開発されてきています。こういった現下の状況を鑑みました場合に、今後は

また供給を図つていくことが必要であるという判断を訴えてきました。これまでと説明が一変してきたというふうに思います。

規制改革会議が種子法を問題にしていた会議がありました。二〇〇七年ですが、四月二十日、規制改革会議地域活性化ワーキンググループの第二

を廃止しまして、都道府県による種子開発、供給体制を生かしながら、民間企業との連携によって種子を開発、供給していくこととしたところでございます。

○畠山委員 ですから、阻害をしているというところでの根拠は薄いと思うんですよ。それならそれで、現行の法律に民間との連携を書き加えれば済むだけの話であつて、その是非は別ですけれども、一体なぜ廃止するのかという理由は、私は納得できません。

そこで、最後に大臣伺います。

種子法の廃止に對しては、懸念の声が少なくありません。日本農業新聞二月二日付論説には、次のように書かれています。「民間参入を促す狙いはありませんか。なぜ認識が変わったのですか。民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。つまり、このように考えると、民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。つまり、このように考えると、民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に對しても、これまで明確にこのように否定してきました。

○山本(有)國務大臣 稲、麦、大豆、これは我が国の土地利用型農業における重要な作物でございます。その生産における基本的な資材でございます。種子は、重要な戦略物資であるというように考えております。

このような稻、麦、大豆の種子につきまして、都道府県が中心になつて種子の生産、普及を行つてきたところでございますが、近年、実需者のニーズを踏まえた民間企業の品種も開発されていふところでございまして、今後はこのような民間ノウハウも活用して、多様なニーズに対応する必要があります。このため、今般、主要農作物種子法を廃止させていただきまして、都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業との連携、これを深めまして、種子を開発、供給していくというよ

うにしたいところでござります。

○畠山委員 時間ですので終わりますが、廃止する根拠として十分な説得力を持ち得ているとは思えません。慎重な審議が必要であることを委員各位にも呼びかけまして、私の質問を終わります。

○北村委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 民進党的重徳和彦です。

質問に入ります前に、ちょっと通告のない質問をさせていただきたいと思いますが、けさの朝日新聞朝刊に大きく載つておきましたので、恐らく大臣のお耳にも届いておりますので、大臣からのコメントをいただきたいと思います。

国営諫早湾干拓事業をめぐる和解協議で、堤防を開門しない案で決着を目指す農水省が、開門を求める漁業者を説得するための想定問答をつくり、地元漁業団体の幹部に示していたということが大きく取り上げられておりましたが、この件について農水省のお考えを述べていただきたいと思います。

○山本(有)國務大臣 けさの新聞の報道、これは承知しております。

諫早湾干拓開門問題につきまして、複数の訴訟が現在提起されております。今、長崎地裁で訴訟指揮をいただきまして、和解に向けた関係者の交渉が行われているところでございます。このような和解協議のもとでの三県の漁業団体との交渉に係る内容、これを申し上げることは、漁業団体との交渉に支障を及ぼす等、交渉当事者としての地位を不当に害するおそれもありますので、このことに対する言及は控えさせていただきたいというふうに思っております。

○重徳委員 私は諫早湾の地元の議員でもありますので、農業者の方、漁業者の方、開門派、開門をするべきでないという、どちらにも明確くみするという見識も持ち合わせません。そして、農水省もその訴訟の当事者である以上、一定の主張を持ち、そして説得をする、したい、これは決しておかしいことではないんじやないかと思つております。

しかし、問題は、漁業団体の幹部の皆さんに対する賀とあるわけですけれども、これらの漁業団体の幹部に対して想定問答を示したというその中身で

あります。開門調査の旗をおろしていないのに開門にかわる基金を担うなどいうのは矛盾しているのではないかと問われたら、いや、開門調査の是非

あります。開門調査の旗をおろしていないのに開門にかわる基金を受け入れに付きましての御判断

を棚上げするものであり、開門調査の旗をおろしたことにはなりませんというQアンドAがあります。あるいは、百億円では足りない、増額を要求すべきというクエスチョンに対して、自分、つまり会長、組合長としては、百億というのは十分な規模をとれたと考えている。あるいは、我々末端の漁業者の意見は聞いてもらっていないじゃないかというふうに対しても、まずは基金をかち取る

ことだから、任せてほしいと言つているなどなど、これらは、私は二つの意味において非常に不適切な想定問答だと思います。

一つは、漁業団体の幹部というのは、やはりその地域の漁業に対して責任を持つ立場であり、また、毎年国からさまざまな予算を獲得する、そう指揮をいたしまして、和解に向けた関係者の交渉が行わされているところでございます。このようないい立場でもあるわけですね。それができなくなりましたら責任問題、地元の漁業者に対する責任といふのも生じる。そういう立場の方々に対しても、國の言い分を、このような申し上げたような内容を示すということが問題。

それからもう一つは、漁業団体の幹部というのは、その地域の漁業者を代弁しつつ、またそれをまとめる責任もあるわけですが、それをどういうふうにまとめるのかとか、漁業者からこう言わされたらああ答えるといふようなことを指図するというふうにまとめるのかとか、漁業者からこう思つておられます。こういった責任を果たせなくな

る。自分の言葉じゃないのに、國から言われたから、百億円で十分だと思っているというようなことを言わされる。こういう、中身以上に、こういったそれぞれの立場、役割というものを超えた

想定問答というものを配るというのは、これは単に國の主張を述べて、主張して、説得するという

範囲を大きく乗り越えているというふうに思っていますので、訴訟の内容にかかる、かかわらないいかんを問わず、こうした、立場をわきまえな

いような紙を配るということについて、大臣としてどのように思われていますか。

○山本(有)國務大臣 三県の漁業団体それぞれが組織内の議論を積み重ねておられまして、國の提案しました基金の受け入れにつきましての御判断をいただいております。

いずれにしましても、全てこの件に関しましては、長崎地裁の訴訟指揮のもとにある和解に向けての漁業者の意見は聞いてもらっていないじやない

かというふうに対しても、まずは基金をかち取る

ことだから、任せてほしいと言つているなどなど、これらは、私は二つの意味において非常に不適切な想定問答だと思います。

一つは、漁業団体の幹部というのは、やはりその地域の漁業に対して責任を持つ立場であり、また、毎年国からさまざまな予算を獲得する、そう指揮をいたしまして、和解に向けた関係者の交渉が行わされているところでございます。このようないい立場でもあるわけですね。それができなくなりましたら責任問題、地元の漁業者に対する責任といふのも生じる。そういう立場の方々に対しては、こう考へると言つて初めて、漁業者に対する責任と明責任、まとめる役割というふうなことを果たせるのであって、それが、この想定問答に影響されてしまうとされまいと、こういうものが出てきたことにようつて、まとまるものもまとまらなくなるかもしれません。

こういうふうなやり方をするということ自体、私たちからこう問われたときに、コストは差し控えさせていただきたいと言うのであれば、それ以前に、漁業団体に対する物の言い方としても、こういったことは差し控えるべきではなかつたかと思うんですけれども、もう一度お伺いします。

○山本(有)國務大臣 和解協議は大詰めでございまして、月内にもまた和解期日が入つております。非常に微妙な段階に来ておりますので、私からのコメントは差し控えさせていただきたいと思

います。○山本(有)國務大臣 いずれにしても、微妙な段階でござりますので、控えさせていただきたいと

思います。○重徳委員 やはり、こういった内容に、私自身も、ずっと前から物すごく深くかかわっていたわざでもない私が見ても、この姿勢というのは明らかにおかしいんですよ。そういう認識をぜひ持つていただきたいと思います。

今お答えは、もう何遍聞いても同じ答えしかであります。開門調査の旗をおろしていませんか。

○重徳委員 ちょっと繰り返しになりますが、開門調査の旗を棚上げするものであります。組織の提案しました基金の受け入れにつきましての御判断をいたしておきます。開門調査の旗をおろしていませんか。

○山本(有)國務大臣 月十五日のこの委員会におきましても、森林環境税につきまして大臣の見解をいたしました。

基本的には、年末の与党の税制改正大綱に沿ったラインでこれから検討を進めようなどな内容でございましたが、ちょうどその後しばらくしたら、皆様方のお手元にも配つてあります、これは日経新聞ですが、三月三日に森林環境税についての記事が掲載されました。これは新聞記事なので、そんな、めちゃめちゃ詰めた内容ではないと理解しておりますが、少し気になる言葉があつて、この内容について確認をしたいと思います。

まず、この記事の冒頭、「総務省は森林環境の保全を目的とする地方新税の検討に入った」とあります。これ、地方新税といいますが、現在、三十七府県において、県民税という形で、超過課税という形で森林環境税が設けられております。こ

こに對して、本当に地方の税でいくのか。県税を重ねてということはないのかなと思いますが、それでは市町村税になるんでしょうか、どうなんでしょうか。

○重徳委員 この想定問答を示したことが事実でありますか。それら述べることはできませんか。

○開出政府参考人 お答えいたします。

は、森林環境税、仮称でございますけれども、につきましては、都市、地方を通じて国民にひとしく負担を求めるなどを基本とし、市町村が主体となつて実施する森林整備等に必要な財源に充てることがあります。

したがいまして、徴収した税収が森林整備等を実施する市町村に配分されることが重要であると考えております。

現時点で、どの税目にするかを含めて、森林環境税の具体的な仕組みについて方針が決まつているわけではございませんが、今申し上げた点を踏まえ、どのような税の仕組みがあり得るか、今後、地方団体の意見も十分伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○重徳委員 これは仕組みを検討されるというごとありますので、今、もちろん決め切つてはないと思いますけれども、幾つかの考え方がある仕組みがあると思います。

今申し上げましたのは、今導入されているのが県税でありますから、そしてその徴収も、個人市町村民税とともに県民税を徴収しているというこ

とでありまして、ここに乗せるのであれば、国税をここに乗せて徴収するというやり方が一つあると思います、これは前例がないんじゃないかなと思ひますけれども。

それから、市町村民税であれば、もともと取つてあるわけですから、そこに上乗せをするということがあり得るだろう。

しかし、市町村民税であるとした場合の課題は、当該市町村に對して徴収した税が配分されるかどうかわからぬ。つまり、都市部において、森林なんか全くない、そういう地域から市町村民税と称して徴収した税金がその当該市町村には全く配られないということであるにもかかわらず、それを市町村民税という名で徴収する、これは本当にいいのかどうか。

あとは、いまだかつてない仕組みじゃないと思ひますが、地方が共有する税金という新しい類型をつくつて徴収するとか。

幾つか、現時点においても想定されるシミュレーションはあるんじやないかと思いますが、現時点で、このあたりについて披露できる部分があつたがいまして、國税あるいは市町村民税になるかわかりませんが、それが、そういうふうな方法があるかもしれません。

○開出政府参考人 お答えいたします。

仕組みにつきましては、今委員がおっしゃったような幾つかの方法があるうかと思います。

○重徳委員 問題点につきましても今お話をあつたとおりでございまして、國税とする場合の課題をいたしま

すと、仮に、住民税の均等割を活用するということが前提でござりますけれども、地方税の特徴でありますので、政府に対してもその大枠について今お聞きしましたが、明確なお答えはありませんでした。制度を所管する総務省としての見解を教えてください。

○開出政府参考人 お話をございましたように、平成二十八年四月時点です、四十七都道府県のうち三十七府県におきまして、森林環境保全を目的として超過課税を実施しております。

新しく設けられる森林環境税につきましては、与党税制改正大綱におきまして、市町村が主体となつて実施する森林整備等に必要な財源に充てるためのものとされてございまして、基本的に市町村の財源になるものと考へております。

したがいまして、現在三十七府県の財源となつている超過課税との関係につきましては、一定の役割分担を行うことが可能であると考えてございます。

今後、こういった点につきまして、地方団体の意見等も伺いながら検討を進めてまいりたいと思います。

○重徳委員 非常に新しいというか、いまだかつてないような仕組みに、いずれにしても、どこかの点で新しい、こういう制度になると思ひます。

こういったなじみのない制度であるがゆえに、そこに対する異論、反論なども想定されるものですから、私自身は推進派なんですが、ぜひ、数百億円といふ、かなり森林に携わる皆さんにこれが、今後、超過課税を行つてている団体の御意見やそれらの運用実態も伺いながら、新税の具体的な仕組みについて検討を行つてしまいりたいと考えております。

○重徳委員 要するに、県税か市町村税かという御答弁だったということによろしいですか。要するに、市町村の財源なのか県の財源なのか、ここがすみ分けだということによろしいですか。

○開出政府参考人 御指摘ありました点につきましては、今後、新税が市町村の具体的などの事務事業に充てられるのかということが明確になります。

そして与党税制改正大綱によれば、ことしどううことは大事な財源になろうかと思いますので、そこには結論を出す必要があるというような方向性も出されていますので、ぜひお願いしたいと思いま

す。

それからもう一点、この記事には軽く最後のと

ります。

○重徳委員 ありがとうございます。

では次に、外國産の違法伐採木への対応について質問をさせていただきます。

資料の二に、去年の五月に成立をいたしました合

法律、クリーンウッド法と言われておりますけれども、この内容、概要の資料を添付させていただきました。

この法律ですが、ことし五月二十日施行ということがあります。内容的には、これは議員立法でありますので、政府に対してもその大枠について今さら四つの言ふことはできないのかもしれませんが、諸外国と比べると相当緩い規制になつてゐます。

当然、趣旨としては、世界各国においてもそうですが、生態系とか地球温暖化防止といった目的のために国立公園とか斜面、川岸を保護しなきやいけない、こういう中で、無許可で伐採をしてるとか、さまざま違法伐採が行われています。

違法伐採の実態というのは、いろいろな調査が行われており、一割、二割、三割ぐらいは違法伐採がこの状況を食いとめるという趣旨でござります。

違法伐採が行なわれる際には、いろいろな取引の中で流通しているんだというような推定もあります。

これはもう国際的な問題でありますので、我が国もようやく一応の法律の形ができて施行されるということではあります。本来、これは、国際的な問題という観点からすると、生物多様性とか気候変動と同様に国際的な条約、枠組みというものを設ける必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、いわゆる違法伐採対策について、条約といった形での国際的な枠組みはないところでござります。累次のG7サミット等の国際会議における宣言文におきまして、対策の強化が確認されているところでござります。

我が国におきましては、平成十七年に英國で開催されましたグレンイーグルス・サミットの結果を踏まえまして、平成十八年に、世界に先駆けて、グリーン購入法によりまして、政府調達の対象を合法性が証明された木材とする措置が導入さ

れているところでございます。

昨年五月に成立了合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十二条において、國は、外國における違法伐採の抑止のための國際的な連携の確保など國際協力を推進するというように明記されておりまして、このよう規定を踏まえて、引き続き積極的な國際協力に臨んでいきたいというように考えております。

○重徳委員 ゼひ積極的に推進していただきたいと思います。

現場の林業者の方々からすると、違法伐採の問題というのは、環境問題とかいうグローバルな問題もあるにはありますけれども、むしろ違法な安い木材が大量に国内に入ってきてているのではないか、そういうものが入ってきているがゆえに木材の市場価格が低く抑えられているのではないか。逆に言うと、違法伐採をなくせば木材価格が一定程度上がるんじゃないか、こういうことに期待をする声もあるんですけれども、農水省としてはどうお考えでしょうか。

○今井政府参考人 お答えいたします。

違法伐採木材の価格に対する影響ですけれども、先生からの御指摘もありましたように、輸入された木材を見ただけではそれが違法に伐採された木材かということがわからないものですから、違法伐採木材の輸入が国内の木材価格にどの程度の影響を与えていたのかということは、なかなか把握しがたいわけです。

今回、これまでグリーン購入法に基づきましたで、政府が調達する木製品を対象に合法木材の利用拡大を進めていたものに加えまして、今度、民間での取引にも合法性の確認の取り組みが広がるということと、合法性の確認を行う事業者を登録できる制度を新たに設けるということで、関係者の期待も高まっておりますので、林野庁といたしましては、この法律の施行を間近に控えている中で、法律内容の周知徹底ですか、省令案の説明ですか、あと登録実施機関の体制整備、そういったことを着実に進めていきたいというふうに思っています。

考えております。

○重徳委員 実態がわからないからどうかわからない、というのはそのとおりなのであります。ある研究者によれば、7%ぐらい、違法伐採がなくなければ価格が上がるんじゃないか、こういう指摘もあるわけあります。そういう面からも期待をしたい取り組みなんですが、ちょっと緩いんですね、この法律。

この資料もありますように、この法律で一応捉えている木材関連事業者というのは、全てなんです、非常に広いんです。輸入業者、川上から、製材業者、合板流通工務店に至るまで、あるいはパルプ、製紙業者とか、バイオマスも省令で追加するということありますので、非常に広いんです。

ただ、この合法、違法の確認を義務づけられてるのが非常に狭くなるんじゃない。登録木材関連事業者という、登録をしない限りこの合法性の確認をする必要がないわけですから、登録という自発的な形で一体どれだけの方々が登録木材関連事業になる見込みであるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○今井政府参考人 お答えいたしました。

先ほども申し上げましたように、現在、グリーン購入法に基づきます合法性の確認ということを行っておりますけれども、グリーン購入法に基づく合法性証明ガイドラインに基づく業界団体認定を行っている会員が現在約二万事業者程度ございます。今度のクリーンウッド法の施行に当たりまして、まず、今、グリーン購入法に基づいて業界団体認定を行っているこの二万事業者を出発点にしまして、これらの事業者や業界団体の会員を対象に登録木材関連事業者への登録を促していく

○今井政府参考人 お答えいたしました。

違法伐採木材の価格に対する影響ですけれども、先生からの御指摘もありましたように、輸入された木材を見ただけではそれが違法に伐採された木材かということがわからないものですから、違法伐採木材の輸入が国内の木材価格にどの程度の影響を与えていたのかということは、なかなか把握しがたいわけです。

今回、これまでグリーン購入法に基づきましたで、政府が調達する木製品を対象に合法木材の利用拡大を進めていたものに加えまして、今度、民間での取引にも合法性の確認の取り組みが広がるということと、合法性の確認を行う事業者を登録できる制度を新たに設けるということで、関係者の期待も高まっておりますので、林野庁といたしましては、この法律の施行を間近に控えている中で、法律内容の周知徹底ですか、省令案の説明ですか、あと登録実施機関の体制整備、そういったことを着実に進めていきたいというふうに思っています。

も、百歩譲つて、まずはここからスタートだということだと思います。

この合法性を確認するための判断基準も、今回、省令において定められるということでありますが、ちょっと、その内容については時間もないで問いませんけれども、合法性が確認できた木とそうでない木材、これはどのように区別して取り扱って、それを何か書類上とか、あるいはその仕組みでこの合法性の確認木材かどうかというのが示されるんでしょうか。

それから、合法性が確認できていないものについても、そのまま流すということに、そのまま、わかるように流通させるということになるんでしょうか。

○今井政府参考人 現在、省令案をパブリックコメントにかけておりますけれども、その中におきまして、確認につきましては、最初に国内で木材を取り扱う第一種木材関連事業を行なう者というもう自發的な形で一体どれだけの方々が登録木材関連事業になる見込みであるのでしょうか。御答弁をお願いします。

○今井政府参考人 お答えいたしました。

先ほども申し上げましたように、現在、グリーン購入法に基づきます合法性の確認ということを行っておりますけれども、グリーン購入法に基づく合法性証明ガイドラインに基づく業界団体認定を行っている会員が現在約二万事業者程度ございます。今度のクリーンウッド法の施行に当たりまして、まず、今、グリーン購入法に基づいて業界団体認定を行っているこの二万事業者を出発点にしまして、これらの事業者や業界団体の会員を対象に登録木材関連事業者への登録を促していく

○重徳委員 要するに、合法性確認に至らなかつた木材もそのまま市場で取り扱うということなわけありますが、このまま施行して、漫然と施行するだけでは、この先につながりません。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですけども、やはり諸外国と比べて、少なくともスタートは緩いところからスタートする、これは否めないとこだだと思いますし、法律のたてつけがそうなつていうたてつけになつていてると思うんですけども、以上、省令レベルでどうこうというわけには

いかないと思いますが、このまますと緩いままじやいけないと思うんですね。施行しながら、五

月に施行になります、その後も、やはりできるだけ厳格化して、実効性のある制度にしていく必要がありますし、この法律そのものにも、五年後の検討、見直しという規定が附則にあるわけありますので、施行後の取り組みとして、違法性のリスクが残る木材、これは当面市場で流通しますけれども、それにしても、それがどのぐらいあるのか、これをきちんと正確に把握して、そして、その状況を把握した上で、では何を目指していくのか、数値的な目標も含めて定めていくお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○山本(有)国務大臣 この法律では、まず、登録実施機関は、登録実施事務の実施に当たり、省令で定める基準に適合する方法をとることが要求されています。一番目に、現在パブリックコメント中の省令案では、当該基準の一つとして、登録木材関連事業者が、少なくとも毎年一年回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置実施機関は、登録実施事務の実施に当たり、省令で定める基準に適合する方法をとることが要求されています。一番目に、現在パブリックコメント中の省令案では、当該基準の一つとして、登録木材関連事業者が、少なくとも毎年一年回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置をとることで、その状況を把握した上で、では何を目指していくのか、数値的な目標も含めて定めていくお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○重徳委員 まさに、本法では、国は、登録実施機関や木材関連事業者から、必要に応じて合法性確認の実施状況などについて報告徴収を行うことができるようになります。さらに、本法では、国は、登録実施機関や木材関連事業者による合法性確認の取り組みを定着させていくとともに、登録の推進を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、これを図つてまいりた

いと、いうように考えております。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですけども、やはり諸外国と比べて、少なくともスタートは緩いところからスタートする、これは否めないとこだだと思いますし、法律のたてつけがそうなつていうたてつけになつていてると思うんですけども、以上、省令レベルでどうこうというわけには

○山本(有)国務大臣 まずは合法木材が優先するというような環境整備をしていくということございまして、登録実施機関といふものや、また登録実施事務といふものを正確に行うことを中心とした施設をさせていただきまして、その上で、また実施状況などの報告収集義務を課していくわけでございまして、さらに必要なことがあれば、何らかまた措置を考えさせていただくというローリングになるわけでございます。

○重徳委員 現時点では施行前ですからその程度かもしれませんけれども、何らかと今おっしゃつた中に、ぜひ、積極的に、これはグローバルな意味でも、そして現場の林業者の皆さん方のためにも、より厳格なルールの実行ができるように、実効性を高めていただきたいと思います。御要望申し上げまして、終わりります。

○北村委員長 次に、齊藤和子君。

○齊藤(和)委員 日本共産党的齊藤和子です。食の安全にかかわって、消費者団体の中でも問題になっている、聞きなれないんですが、既存添加物の安全性の問題について質問します。

WTO協定を受けた一九九五年の食品衛生法改正で、それまで天然添加物としていたものを既存添加物としてから二十二年になります。当時、千五十一品目あつた天然添加物は野放し状態で、消費者からも、天然添加物の安全性を確かめて食品添加物の指定をすべきだという声が出されていました。

しかし、当時の厚生省は、一九九五年の食品衛生法の改正で、千五十一品目あつた天然添加物を安全性のチェックもせずに全て既存添加物として食品添加物の中に位置づけています。当時、消費者団体からも抗議の声が出されました。

そこで、お聞きます。一九九五年の食品衛生法改正に際し、衆参の厚生委員会で附帯決議がなされています。この既存添加物に対してもどうな附帯決議がなされているでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

一九九五年の食品衛生法及び栄養改善法の一部

を改正する法律案に対し、衆議院におきましては、「食品添加物の指定及び規格基準並びに残留農薬基準については、国際的基準も考慮しつつ、科学的根拠による安全性評価に基づき指定及び策定を行うとともに、最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。特に、既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止等必要な措置を講じること。」との附帯決議が付されております。

また、参議院においても同趣旨の附帯決議が付されております。

○齊藤(和)委員 つまり、既存添加物について速やかに安全性の見直しを行い、有害であることが実証された場合には、使用禁止など必要な措置を講じるということが国会の意思として出されているわけです。

では、この附帯決議に沿つてどのような安全性の見直しがされてきたのでしょうか。また、安全性の評価がいまだにされていない既存添加物はどうの程度残っているのでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

平成八年度の既存添加物の安全評価に関する調査研究においては、既存添加物四百八十九品目について国際的な評価結果に基づき評価を行った結果、基本的な安全性が確認されないなどから、百三十九品目については安全性の確認を迅速かつ効率的に行うべきとされました。

その後、百三十九品目につきましては、順次、国内外の試験成績を収集するとともに新たに毒性試験を実施して得られた知見を踏まえ、毒性学等の専門家による意見を聞きながら、安全性の評価等を行い、現時点では百三十五品目について評価を行っております。残り四品目といふことでござります。

また、現在、国際的な評価を含めた安全性評価がなされていない品目数は百十四品目であります。

○齊藤(和)委員 残り四品目といふことでござります。

した。

二〇一四年、平成二十六年の「既存添加物の安全性見直しの状況」という表が出されています。これを見ますと、「基原、製法、本質等からみて安全と考えられ、早急に検討を行ふ必要はない品目」というのが百九品目あります。これは、平成八年度の厚生科学研「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」、林班報告書というふうに言われているようですが、で判断されたものが土台になっています。

このとき、当時、その厚生科学研、平成八年の段階でアカネ色素はどのような評価になつていただしようか。

○北島政府参考人 事実関係でございますので、お答えさせていただきます。

アカネ色素は、平成八年度の既存添加物の安全性評価に関する調査研究において、その当時入手できた各種安全性試験の成績に基づき評価が行われ、平成八年当時においては安全性の検討を早急に行う必要はないものと報告されております。

その後、平成十年にドイツで実施された発がん性試験により発がん性を疑われる結果が得られたため、国立医薬品食品衛生研究所において新たに発がん性試験を行つた結果、発がん性の可能性のある結果が得られました。

これらの状況を踏まえまして、食品安全委員会において、アカネ色素については発がん性が認められる結果が得られました。

その後、百三十九品目につきましては、食品安全添加物から削除し、添加物としての使用を禁止したものでございます。

○齊藤(和)委員 つまり、平成八年の段階ではアカネ色素は安全だとされていたけれども、二〇〇四年、平成十六年段階で、遺伝毒性と肝臓への発がん性が認められているということで、使用を禁止され、削除されました。ですから、アカネ色素を安全だとしていた平成八年度の厚生科学研の妥当性そのものが私は問われているというふうに思うわけです。

その平成八年の段階で早急に検討を行ふ必要が

ないとされた百九品目についても、早急に安全性評価が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○北島政府参考人 お答えいたします。

平成八年度の既存添加物の安全性評価に関する調査研究において、国際的な評価結果や欧米での許認可状況等を踏まえ、基本的に安全性が確認されていないなど、安全性の評価が早急になされるべきとされた百三十九品目の既存添加物のうち、現時点では評価が終了していない四品目については、引き続き早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、流通実態のないものにつきましては、安全性の評価を行つまでもなく、食品衛生法に基づき既存添加物から消除することとなつております。

また、御指摘のその他の既存添加物につきましても、安全性に係る情報の収集、検討を進めてまいりたいと考えております。

○齊藤(和)委員 その他に係る問題、つまり、早期に検討を行う必要がない百九品目についても検討を、今後安全性の確認を行つていくという答弁がありました。

これは非常に私は重要だと思うんです。一番最初に附帯決議で読み上げていただいたところにも、「最新の科学的知見に基づき適宜見直しを行うこと。」というふうにされているわけです。科学の進展とともに新しい知見がわかれれば絶えず更新される、そのもとで安全性を確かめていくということが必要だというふうに思うわけです。

過去の知見に安住せず、謙虚に安全性の評価を進めていくことが国会の決議でもありますし、その立場で既存添加物の問題も進めていくというお立場でよろしいでしょうか。

○馬場大臣政務官 お答えします。

既存添加物は、御指摘のとおり、平成七年の改正食品衛生法附則第二条に規定されているものであります。これは、改正当時既に添加物として使

用されていたものの取り扱いを定めたものであります、特に时限を区切った暫定的な制度とされ

ているものではないと理解をしておるところあります。

また、食品衛生法においては、既存添加物については法第十条の規定は適用しないとされておりますが、しかし、委員御指摘のような点もありますので、既存添加物については、国内外の試験成績を収集し、その試験成績について公表を行うとともに、安全性に問題があると認められる品目や流通実態のない品目については順次販売、製造を制限し、また規格基準の設定を進め、添加物としての品質や使用方法等を規制していくこととしております。

こういったことにより、その品質や安全性を確保してまいります。

○齊藤和委員 品質や安全性を確保してまいるということです。

既存添加物というのは、そもそも、食品衛生法の附則に、既存添加物に関する経過措置というところに位置づけられています。本来食品添加物は食品衛生法第十条に基づき指定をされているわけでも、だからこそ、既存添加物も安全性をきちんと評価し、本来の指定制度の枠内に整理統合すべきではないかというふうに考えるわけですけれども、どのように今後進めていくお考えなのか、明らかにしてください。

○北島政府参考人 お答えいたします。

既存添加物は、御指摘のとおり、先ほど政務官からお答えしましたとおり、平成七年の改正食品安全法附則第二条に規定されているものでござります。これは、改正当时既に添加物として長年使われていたものの扱いを定めたものであります。特に期限を区切った暫定的な制度としているものではないことから、法第十条の規定は適用されないという整理でございます。

○齊藤和委員 例外的にとして既存添加物が置かれている、それを私は整理統合して、しっかりと成分や規格、そして摂取量などをチェックをしていく、そういう方向にしていく必要があるので

はないかというふうに考えるわけです。

食品添加物の成分だと規格を決めている食品添

かわる問題です。食の安全、安心について、ぜひ大臣の見解をお願いいたします。

○山本(有)国務大臣 御指摘の食品の安全確保、これに関しましては、農林水産省を初めとして、食品安全委員会、厚生労働省など関係省庁が一体

となって取り組んでおるところでございます。農林水産省は、食料の生産から消費までの段階におきまして、適切な安全性向上対策を策定し、普及を図るとともに、生産資材の適正使用を推進しておりますところでございます。さらに、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示の適

正化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、台風の来襲に伴う集中豪雨等の

回数が増加する中、依然として、特殊土壤地帯に

おいて大きな被害が発生していること、農業上不

利な土壤や地形条件を有している中、地域の特色を生かした競争力のある農業振興を図る必要があ

ることなど、今なお対応すべき多くの課題に直面をいたしております。

これらの課題に対応し、特殊土壤地帯の振興を

図っていくためには、引き続き本法に基づく対策を強力に推進していく必要があります。

こうした観点から、本案は、所期の目的を達成するため、本年三月三十一日をもって期限切れとなる現行法の有効期限をさらに五年間延長して、平成三十四年三月三十一日までとするものであります。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

○北島政府参考人 御指摘の第九版食品添加物公定書に収載される予定のない既存添加物は百五十二品目となる予定でございます。

食品添加物公定書への収載につきましては、その品目ごとに規格基準を設定する必要がありますが、そもそも天然物である添加物について、その特徴を踏まえ、含まれるべき成分とその量、色や形状等の物理化学的性質を決定する必要があります。

また、流通している添加物を実際に入手して分析方法を開発する必要があることなどから、規格基準を定めるためには一定の時間を要するものもあります。

引き続き検討作業を進め、規格基準の設定を行つてまいりたいと考えております。

○齊藤和委員 百五十二品目あるというお話を

しました。

○北島政府参考人 ありがとうございました。

つまり、安全かどうか、現に使われているから大丈夫だということでいえば、平成八年の段階で大丈夫だと言っていたアカネ色素は発がん性があるといふことがわかつたわけですから、この百

五十二品目も、現に使われているから大丈夫だと

あります。

○齊藤和委員 ぜひ、食は命にかかる問題で

すので、省庁を挙げて全体で取り組んでいただきたいということを重ねて強調して、質問を終わります。

○北島政府参考人 ありがとうございました。

○北村委員長 次に、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草案について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法は、

特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立法に

よ

り

ます。

○北村委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。農林水産大臣山本有二君。

○山本(有)国務大臣 本法律案の御提案に当たりまして、委員長及び委員各位の払われました御努力に深く敬意を表するものでございます。

政府いたしましては、特殊土壤地帯の現状に

鑑み、本法律案につきましては特に異存はないといふところでござります。

この法律案が御可決されました際には、農林水産省といたしましては、関係府省と連携を図りながら、その適切な運用に努め、特殊土壤地帯対策を一層推進してまいる所存でございます。

委員長初め委員各位の御指導、御協力を引き続ぎよろしくお願い申し上げます。

○北村委員長 お詫びいたします。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○北村委員長 起立総員。よつて、本案は委員会

提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○北村委員長 次に、内閣提出、農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聽取いたします。農林水産大臣山本有一君。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案  
主要農作物種子法を廃止する法律案

○山本(有)国務大臣 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び重要な内容を御説明申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案についてでございます。

農業機械化促進法は、戦後、食糧の増産を図るために、国及び都道府県が主導して、一定水準以上

の農業機械の開発、導入を進めることを目的として、昭和二十八年に制定されたものでございます。

近年、高性能農業機械の導入が進展したために、国及び都道府県が主導して開発、導入を進め

る制度の必要性が低下をいたしました。農業機械の型式検査につきましては、安全性の検査を除

き、実績がない状況にござります。

このため、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点も踏まえまして、農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食

品産業技術総合研究機構法の一部を改正し、研究機構が、農業機械化促進法に規定されております。

農業機械に関する試験研究や安全性の検査等の業務を引き続き実施できるよう措置することといたしましたが、この法律案を提出した次第でございます。

次に、主要農作物種子法を廃止する法律案についてでございます。

主要農作物種子法は、戦後、食糧の増産を図るため、農業の戰略物資である稻、麦、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進することを目的として、昭和二十七年に制定されたものでございます。

近年、種子の品質が安定してきておりましたので、都道府県に一律に原種、原原種の生産や品種の試験を義務づける制度の必要性が低下している状況にござります。

このため、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえ、主要農作物種子法を廃止することとし、この法律案を提出した次第でございます。

な内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○北村委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

1 この法律は、公布の日から施行する。  
（施行期日）  
附 則

2 総務省設置法の一部改正する。  
（総務省設置法の一部改正）  
附則第二条第二項の表平成二十九年三月三十日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

3 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案  
附則第三項の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

4 (国土交通省設置法の一部改正)  
国土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

<p>附則第五条の表平成二十九年三月三十一日の項及び附則第九条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。</p>	<p>理由</p> <p>特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
	<p>本案施行による経費</p> <p>本案施行に要する経費としては、平年度約十三億円の見込みである。</p>
<p>農業機械化促進法を廃止する等の法律案 農業機械化促進法を廃止する等の法律 (農業機械化促進法の廃止)</p>	<p>第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)は、廃止する。</p> <p>(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構法の一部改正)</p>
	<p>第二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構法(平成十一年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二項とする。</p> <p>第十一条第三項中「第十四条第三項」を「第十四条第二項」に、「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改める。</p> <p>第十四条第一項第一号中「鑑定」の下に「検査」を加え、「(次項に規定する業務に該当するものを除く)」を削り、同条第一項を削り、同条第三項中「第四条第三項」を「第四条第二項」とし、同条第四項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。</p>
<p>第十五条第一号を次のように改める。 一 前条に規定する業務(次号及び第三号に掲げるものを除く) 第十五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。</p>	<p>理由</p> <p>及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る)及びこれに附帯する業務</p> <p>第十七条中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改める。</p>
	<p>第二十一条第二項中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改める。</p> <p>第二十二条第一項第二号中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同項第三号中「第十五条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同項第七号を削る。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(農業機械化促進法の廃止に伴う経過措置)</p>
	<p>第二条 第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法第十六条第一項第二号の規定により行われた出資に係る同法第五条の六第二項に規定する認定計画の変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る同条第一項に規定する認定事業者に対する同法第五条の八の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>第十六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十四条第一項第二号中「同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号」を同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号に、「第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」を「第七十四号から八十六号まで及び第七十九号から第八十二号まで」に改める。</p> <p>(農林水産省設置法の一部改正)</p>	<p>理由</p> <p>最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構法における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構の業務に係る規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
	<p>第七条 農林水産省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第八十七号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第七条第一項中「農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)」を削る。</p> <p>第十八条第一項第一号中「第二十九号まで」を「第二十八号まで、第三十号」に、「第三十二号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号」に、「第五十四号、第五十五号及び第八十七号」を「第三十五号」に、「第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号」に、「第五十四号、第五十五号及び第八十七号」を「第五十三号、第五十四号及び第八十六号」に改める。</p>
<p>第十九条第一項中「第四条第一項第四十六号</p>	<p>理由</p> <p>主要農作物種子法を廃止する法律案</p>
	<p>主要農作物種子法を廃止する法律案</p> <p>理由</p> <p>最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>

平成二十九年三月二十九日印刷

平成二十九年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U